

平成20年第2回防府市議会定例会会議録（その2）

平成20年6月17日（火曜日）

議事日程

平成20年6月17日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（29名）

1番	原 田 洋 介 君	2番	高 砂 朋 子 君
3番	重 川 恭 年 君	4番	山 本 久 江 君
5番	弘 中 正 俊 君	6番	藤 本 和 久 君
7番	河 杉 憲 二 君	8番	松 村 学 君
9番	斉 藤 旭 君	10番	横 田 和 雄 君
11番	深 田 慎 治 君	12番	馬 野 昭 彦 君
13番	大 村 崇 治 君	14番	今 津 誠 一 君
15番	安 藤 二 郎 君	16番	平 田 豊 民 君
17番	木 村 一 彦 君	18番	三 原 昭 治 君
19番	山 根 祐 二 君	20番	伊 藤 央 君
21番	藤 野 文 彦 君	22番	山 下 和 明 君
23番	田 中 健 次 君	24番	中 司 実 君
25番	山 田 如 仙 君	26番	久 保 玄 爾 君
27番	河 村 龍 夫 君	28番	佐 鹿 博 敏 君
30番	行 重 延 昭 君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	古谷友二君	産業振興部長	阿部勝正君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	恵藤豊君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山邊勇君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	本廣繁君	消防長	武村一郎君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	安田節夫君
農業委員会事務局長	林國明君	選挙管理委員会事務局長	古谷秀雄君
監査委員事務局長	松吉栄君		

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 吉村和幸君

午前10時 開会

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。6番、藤本議員、7番、河杉議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順序に従い、進行したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

これより質問に入ります。最初は15番、安藤議員。

〔15番 安藤 二郎君 登壇〕

15番（安藤 二郎君） おはようございます。

いつものことですが、若い方たちが、高齢者に対して慎み深く譲っていただきま

して、またまた1番ということでありありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問をしていきたいと思えます。

最初に中心市街地の振興についてであります。昨年2月、防府市公有地公募検討委員会におきまして、中心市街地の売却について提言書がまとまりまして、「防府駅みなとぐち広場用地」及び「市街地再開発事業用地(西区)」、「都市再開発用地(旧国鉄官舎跡地)」の3件について売却が決まりました。条件付一般入札方式で昨年公募されました。その結果、駅南及び駅北(西区)については売却が決まり、先日その内容の一部が発表されました。それによりますと、2件ともマンションとホテルということでした。提言書では、「防府市の目指すまちづくりに貢献し、すばらしい都市空間を実現し、中心市街地ににぎわいと活性化をもたらすことを願う」とされておりまして、そこで質問をいたします。

第1点、売却された公有地2件ともマンションとホテルということですので、マンション住民あるいはホテルに宿泊している仕事人という限られた人たちのために、閉ざされたプライベートな空間であって、中心市街地に認められているオープンでパブリックな空間とはとてもなり得ないプランであり、なおかつ2件とも全く同様のプランですけれども、これは防府の目指すまちづくりとどのように符合したのか。また、提言書で示された、「すばらしい都市空間」あるいは「にぎわいと活性化」を、マンションとホテルでどのように実現しようとしているのか。それぞれのコンセプトについて、御説明をお願いします。

第2点、今回応募がなかった「都市再開発用地(旧国鉄官舎跡地)」ですが、これについて、入札が不成立となった原因と今後の対策について、お尋ねをいたします。

次に、再開発ビル「ルルサス」の現状についてお尋ねをいたします。地元商店街の方たちの大変な努力によって、再開発ビル「ルルサス」がオープンして2年が経過をいたしました。この間、市のにぎわいの中心として、あるいは天神商店街への誘導効果として、多くの市民は期待を持って見守ってきたに違いありません。

しかし、2年経過した今、当ビルへの店舗は必ずしも充足されているようではなく、サティのにぎわいとは格段の違いを見せております。一体どこに向けていってしまうのか。いささか心配です。防府市としましても、再開発ビル「ルルサス」についてはそれなりの投資がされており、現状を見るにつけ、傍観しているわけにはまいりません。行政自体でもいいし、あるいは市民を結集する形でもいい。可能な範囲で協力して、実のあるものにしていかなくてはなりません。

そこで、質問をいたします。

第1点、当ビルの空きスペースの状況について、現状及び今後の予定についてお尋ねを

いたします。

第2点、一般の店舗の不景気をよそに、図書館は御盛況の様です。人を集めるという、当初のもくろみが見事に成功したと言ってもいいでしょう。さて、人が集まるというコンセプトを満足しようというのであれば、人が集まらない店舗を並べておいては意味がないわけで、人が集まる施設にすればいいわけであります。

そこで提案ですけれども、空きスペースを利用してもいいんですが、現在、文化福祉会館内にある団体、例えば市社会福祉協議会、市生涯学習課、ユネスコ等、すべてここに引っ越してきたらいかがでしょうか。人はたくさん集まりますよ。お考えをお尋ねいたします。

3番目。図書館のエントランスに置かれている「車いす」の用途ですけれども、見ておると車いすがありますが、これはどうやって使うのでしょうか。道路から例えば誘導路等があれば使えますが、現状のままでは使えないと思いますが、どうなっておりますか。お尋ねをいたします。

次に工業振興についてお尋ねをいたします。

自動車産業の進出が、山口・北九州を中心として本格化し、防府市でもマツダ創業以来、地元企業もある程度、工業技術の向上という点で波及効果があらわれてまいりました。おくれればせながら、防府商業高校の工業科設置が決定したのも、そのあらわれと言えるでしょう。さて、こうした中、地元の工業技術を振興するための環境は、当市の中で十分に整っていると言えるのか、検証してみる必要があります。本日は、そのごく一部、以下3点について質問したいと思います。

まず、第1点。環境対策実施企業に対する支援について。工業技術を促進する企業にとっては、特に厳しい環境条件が課せられることとなります。こうした企業は、立ち上がり当初から環境対策に取り組む姿勢には、それなりの評価があっていいと思います。特に、厳しい経済状況下にもかかわらず、環境ISO14000シリーズを取得、環境対策に積極的に挑戦している企業があります。例えば、地中熱を利用した空調換気システムです。これまでは、ほとんど住宅に採用されておりましたけれども、多くの熱量を使う工場にも適用効果を上げております。このシステムを導入している工場では、約1,000平方メートルの広さで、年間3.6トンのCO₂削減を実現しております。このように、積極的に環境問題に挑戦している企業に対しては、市から何がしかの支援があつていいのでしょうか。どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

2番目としまして、売れるものづくり支援事業計画についてですが、防府商業高校の工業科設置を機会に、地元工業技術をさらに振興していくための、行政によるバックアップ

体制の現状について考えてみたいと思います。

まず第1点、行政によるバックアップ体制という点からしますと、現在ではわずかに、売れるものづくり支援事業計画は、工業振興に関して具体的施策ということになりますけれども、この活動が最終的に何を目標としているのかよくわかりません。改めて、この計画のねらいについて、お尋ねをいたします。

第2点として、売れるものづくり支援事業計画も、実際には行政主導ではなく、デザインプラザが主導という形であって、現状では行政による具体的な工業振興プログラムは見当たりません。ところが、実情はどうかと言いますと、高校の工業科設置への対応、地元企業振興への取り組み、テクノプラザへの計画、さらには、企業誘致との連携等、関係する問題は山積しており、現状の商工振興課、商工振興係では、とても処理できる状況にはありません。そこで改めて、地元工業技術の振興という意味から、行政組織の強化、すなわち、せめて工業課、できれば工業部まで発展させて、防府市における工業分野の重要性について発信したらいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

3番目として、テクノプラザの設置について。ところで、防府の工業技術の発信について、その現況を見てみますと、いわゆる防府市を発信する場としては、デザインプラザのじばさんフェアでした。しかし、このじばさんフェアでは、地産地消を言う農産物・海産物ばかりが目立っておりまして。防府市でも匠の技を要する金属加工品をはじめ、多くの工業技術品も産出しております。じばさんフェアでも、目立ちませんが展示はされております。しかし、そのようなやり方が、国内に、そして世界に発信するだけの力があるでしょうか。いささか疑問に思います。

そこで提案したいと思います。何よりも、防府市の工業技術力を外部に発信し、工業技術の力をつけ、企業としての振興を図ること。さらには、そういう、そうした人材育成を図ること等のために、テクノプラザ防府の設置へ向けて、今からスタートするという提案をしたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上、壇上での質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、工業振興についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の環境対策実施企業に対する支援についてでございますが、県においては、山口県環境産業マルチパーク構想を策定され、山口県全体を「地球環境と共生する環境産業の創造拠点」として位置づけ、その実現のための支援を行っておられます。本市におきましては、山口・防府地域工芸・地場産業振興センターが、国・県及び関係機関の補助金

融資制度等の情報提供や相談員による企業訪問、あるいは企業イメージの向上や他企業の製品との差別化を図ることを目的としたISO取得を促進するためのセミナーを開催しております。助成金につきましては、今のところ、県及び市においても企業が実施する環境設備投資に対する直接的な補助金制度はございませんが、環境対策事業など新たな設備投資をするための融資制度等がございますので、そちらを御利用いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、2点目の売れるものづくり支援事業計画についての御質問でございますが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく、中小企業経営革新制度による支援を受けるための経営革新計画を作成して、県知事の承認を受けることとなっております。この経営革新計画が承認されますと、いろいろな支援を受けることができます。例えば、中小企業成長育成支援補助金、政府系金融機関による低利融資制度、信用保証の特例等の支援策があり、さらにマーケティング支援など県独自の支援策も用意されております。そのため、売れるものづくり支援事業計画の最終的な目標は、中小企業の支援のための経営革新計画の作成を手助けし、中小企業の生産性向上の実現を目指すことを目標としております。

なお、売れるものづくり支援事業における相談員の平成19年度の訪問実績につきましては、製造業76社、リサイクル業4社、加工業13社、部品供給業3社、工事施工業13社、サービス業15社、卸売業18社の合計142社でございます。

また、平成20年度の訪問計画につきましては、経営革新を中心とした施策普及の案内で、年間600社を、また申請や事業計画の施策活用支援で20社、地場産業振興センター事業への誘導で50社を予定しているところでございます。

次に、工業課もしくは工業部の新設についての御質問にお答えいたします。

市の工業振興担当部署は、以前、商工観光課でありましたものを市長就任直後の平成11年度に商工課に改組し、業務の充実を図ってまいりました。さらには平成19年度から、商工課を商工振興課に改め、工業の振興と活性化を図るとともに、また平成20年度から企画政策課内に企業立地推進室も新設して業務を推進しております。当面は県等の関係機関と連携を取りながら、業務を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、お願い申し上げます。

次に3点目のテクノプラザの設置についての御質問でございますが、テクノプラザは情報提供、交流事業や人材育成、研究開発支援機能を持たせる地域産業の高度化を推進する中核拠点として整備する施設でございます。今日、社会経済状況が大きく変化する中で、産業が今後とも着実に発展し続けるために、地域産業の高度化や、新たな産業の創出が大

切であるということは、申し上げるまでもございません。そのためには、公と民が一体となって、新技術や新製品を生み出す研究開発に取り組み、その成果を広く情報発信することがテクノプラザの役割として重要な課題となっております。

本市には、このようなテクノプラザはございませんが、地場産業振興センターがこのような目的をかなえるために、財団法人山口産業振興財団等と連携をし、地元企業の工業技術等の情報発信、交流事業等を実施しているところでございます。昨年は11月10日と11日の2日間、デザインプラザにおいて市場動向、消費者ニーズの把握を行うとともに、継続的に愛着を持って地場産品を消費していただくことを目指し、じばさんフェア07「ふるさと企業展示会」を開催しております。期間中の入場者数は、じばさんフェア参加者約3万5,000人のうち、1,078人が入場され、商談件数11件、成約が2件あったとの成果報告を受けているところでございます。

テクノプラザの設置につきましては、難しいことではありますが、今後とも、地場産業振興センターを核として、防府の工業技術の振興について、山口産業振興財団等の関係機関と連携し、地元企業の情報提供・交流事業、販路拡大等の環境づくりに行政としての役割の中で支援してまいる所存でございます。

残余の御質問につきましては、財務部長、産業振興部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 御丁寧な御返答、大変ありがとうございました。二、三質問させていただきます。

まず、第1点ですけれども、残念ながら、現在のところこういう施設に対して、環境対策をしている企業に対する補助体制は十分に確立されていないということでしたけれども、私は、今最も大事なことは、環境問題というのは具体的に何をするかということであろうと思います。現に各市民が、何を具体的に毎日の生活でやったら環境対策になるかというのは、各市民、ほとんど知られておりません。それと同じように、企業でも実際にこういう実績を上げていますよと具体的な活動をするを皆さんに披露すると、そういう場がなくちゃ、どうしたらいいのかというのがわからないと思うんです。

そういう意味で、こういうふうに具体的に、既に年間3.6トンも、CO₂を削減できるような、そんなすばらしい施設を設置している企業に対しては、積極的に市から応援してあげるべきではないかというふうに思うわけです。そういうことで、ぜひ、今後はこういうものに対して、十分なる注意を持って見て、注視しておいていただきたい。お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、次に、売れるものづくりの支援事業計画ですけれども、その目的とするところ

ろはよくわかりましたけれども、平成19年が142社、平成20年が600社、企業訪問をしていくという、これはすばらしいことだと思っておりますけれども、実際に平成19年に142社訪問された結果、中小企業支援制度の中で言われております経営革新計画、これに触れている、これに実際に取り組んでいる企業はどの程度あったか、その成果についてお尋ねをいたします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 相談員の企業訪問の実績になるかと思いますが、地場産業振興センターからの報告によりますと、相談員の企業訪問によりまして、山口地域中小企業育成事業助成金について、紹介をしたところ、製造業3社が興味を示されました。そのうち1社が実際に当助成金の申請をされまして、2社が当助成金の詳細を聞きに直接地場産センターにお越しになっております。

経営革新計画の照会につきましては、機械部品製造1社が興味を示されておりましたので、資料をお渡しし、説明を行っておられます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 説明した結果、どうでしたですか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 説明をし、また、そういったことへの取り組みについて、非常に興味を持ってお聞きになられましたし、また、その後の展開についてのお問い合わせ等があるように聞いております。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） この訪問は、実は、今、一生懸命、最初に補助金の説明をしました。それに非常に興味があって、このことについて説明をしましたということを言われました。実はそうじゃないんです。その補助金の条件の裏側に、経営革新計画というきちとしたものをつくりなさいということが、裏にあるわけです。その経営革新計画の中身を見ますと、すばらしい中身になっているんです。それを皆さんがよく把握されて、そのことを各企業に説明しないと、各企業の方は何のことやらわからないということになりますので、その辺をよく中身を精査していただきたいというふうに、経営革新計画ですね。この中身を精査されて、この計画の重要さというのをよく認識させてほしいというふうに思います。よろしく申し上げます。

それからもう1つは、実は先ほど市長さんのほうからも説明がありましたけれども、企画のほうに企業誘致の担当を置くと、置いているということではなかったけれども、実

はこの企業訪問と非常に密接な関係がありまして、企業訪問する過程で、いわゆる企業誘致との関係が出てくるわけです。ですから、そういう意味からも組織の改編ということは非常に大事なことで、工業課でそういうものやっていくのか、企画でそういうものやっていくのか、よくわかりませんが、その辺のところをよく検討されて、企業誘致と企業訪問との関係をよく考えられて、組織を考えていただきたい。特に商工振興課というのは、ほとんど、今かかわっているのは、商業にかかわっているように思われます。ですから、商業はこう言っちゃなんですけども、商業のことを行政委員がいくら考えたって、もうかり方は知らないわけです。

それはまあ、さておいて、とにかく企業誘致と企業訪問によって、企業誘致がいかに大事であるかということを考えて、組織の改変ということをよく考えてほしいということをお願いしておきます。

それから、テクノプラザのことにつきましては、デザインプラザで今対応しているということですけども、壇上からも申し上げましたけれども、その程度のことで、防府市の今、企業がどんな仕事をしているかということとはわかりません。ですから、きちんとした形で防府の企業が、例えばマツダの関連会社が防府にやってくると、企業誘致したと。そうすると企業誘致した関連会社が使える企業が、防府市内にもたくさんいるよということやちゃんと発信する場がなくちゃいけないわけです。ところが、今、そういうものを発信する場がありません。ですから、やはりきちんと発信していただいて、そういう企業がちゃんとありますよということやわかるようにしていただきたい。

そういう意味で、テクノプラザの必要性というのは、非常に重要なことがありますので、ひとつ今後検討していただきたいと思います。

以上でこの項を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、中心市街地の振興について、財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 公有地の売却についての御質問にお答えします。まず、昨年売却いたしました、「防府駅みなとぐち広場用地」及び「市街地再開発事業用地（西区）」の開発計画にかかわりますコンセプトについてでございますが、この2つの公有地の売却につきましては、防府市公有地公募検討委員会からの提言書に沿った条件付一般競争入札によりまして、昨年8月に事業者を決定したところでございます。入札に先立ちまして、事業者からの開発計画が入札参加条件を満たしているかどうかについて審査を行いまして、参加資格があるものと判断いたしましたものでございます。

議員がお尋ねの、それぞれの事業者がどのようなコンセプトによって有効活用されようとしたのかということやございますが、まず、「防府駅みなとぐち広場用地」での開発

計画は、1階部分に商業施設を配置した分譲マンションとホテルの建設となっております。

マンションにつきましては、隣に大型ショッピングセンターがあるなど、商業の集積した地区であり、多くの人が集まる駅前でありますことから、「街中居住、歩いて暮らせる街」をコンセプトに、老若男女誰もが、心豊かに安心して暮らせる自由空間を想像して、いつまでも住み続けたいくなるような魅力を持った、にぎわいのある街を目指すこととされております。

また、ホテルにつきましては、防府駅みなとぐちは市内大手企業とのアクセスもよく、ビジネスの滞在拠点として高いポテンシャルを有しております、多くのお客様の利用が期待されるということでございます。

次に、「市街地再開発事業用地(西区)」での開発計画につきましても、近年生まれ変わった、防府駅てんじんぐちの再開発エリアにふさわしい分譲マンションとホテルの建設によりまして、「人が住み、暮らすことで、地域ににぎわいと交流が生まれ、人が訪れることで、さらに新たな活気と交流が生まれるまちの実現」、これをコンセプトに、駅前のにぎわいづくりと周辺商業施設の顧客の増加に貢献できるとされております。

マンションとホテルを一体的に開発というこれら事業者からの提案は、中心市街地での定住人口及び交流人口の増加が図られるとともに、駅周辺のにぎわいの創出、消費活動の活発化にもつながるなど、本市が目指すまちづくりの方向性に即した計画であると考えております。

さらに、ホテルの建設は今後開催されます国民体育大会等全国規模のスポーツ大会開催時や、本市が重点施策として取り組んでおります観光振興により増加する宿泊のための受け皿施設としても大変期待しておるところでございます。

次に「都市再開発用地(旧国鉄官舎跡地)」の入札が不調となった原因と、今後の対策についてでございますが、今回の公有地の売却に当たりましては、市内は言うまでもなく、県内各企業をはじめ、広島、福岡にあります主要都市銀行の訪問や全国規模の開発事業者への資料送付、また、影響力のある、業界紙への情報提供等、そのPR活動にも最大限努力をしたところでございます。

しかしながら、関心を示され、入札に参加いただきましたのは、結果として、マンション建設を中心とした事業者のみでございました。今回の公有地処分は3カ所4物件の用地を同時に売却しようとしたものですが、1年以内に着工という入札条件によりまして、仮にこれらの用地すべてが同時期にマンション建設となりますと、本市における年間マンション需要戸数に対して相当数の供給過多となり、事業者にとっては販売が大変困難であるという点が、本用地における入札が不調となった最大の要因であると考えております。

なお、本用地処分の今後の方針でございますが、昨年2月、防府市公有地公募検討委員会より提言いただきました諸条件にのっとりまして、時期を勘案しながら、再度入札を実施したいと考えておりますので、よろしく御理解のほど、お願い申し上げます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） それでは、質問させていただきます。今のコンセプトは、いろいろ言われましたけども、私にはよくわからない。わからないというか、早口で言われたので、要するに、何なのかといたら、よくわからないけれども、いろいろこう書き並べてみますと、多くの人が集まる場所だと。ビジネスの最大拠点だと。人が訪れる、交流人口が増加する、観光振興の受け皿になるというふうなことが、ホテルとマンションを建てるとそんなことが満足できるんだということは、これは人が聞いていたら、恐らくそれは何ですかということになるのではないかと。全然、意味がよくわかりません。

そこで、具体的なことをちょっとお尋ねしますが、このホテルはシングルというか、1人が泊まるホテルですか。家族が泊まるホテルなのか、どちらでしょうか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 私ども、聞いておりますのは、家族でも泊まれるし、シングルでも泊まれる両方併用のビジネスホテルと伺っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） ビジネスホテルというのは、家族は泊まらないんですよ、普通は。どちらですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 最近のビジネスホテルは、ただ、ビジネスだけでなく、多用途的に家族も泊まれるような工夫をされておると伺っております。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） どのくらいの割合でやられるんですか。割合をちょっとお尋ねします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 割合とおっしゃいましたけれど、それがビジネス客と家族の割合という意味でございますか。それとも、ということでございますか。でしょうか。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 何でもいいです。部屋の数で言われてもいいし、どういうふ

うな割合でつくられるかという。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） まだこれらの詳細については、まだその辺のことについては、割合とか、そういったものについてはまだ承っておりません。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） そうではなくて、コンセプトの中でこういうものを期待しているとすれば、家族割りの部屋はこれだけの数にするよ、ビジネスのシングルはこれだけの部屋にする、最初から決まってないといけないんです。コンセプトができていますから。こういうものをねらっているよということができている。それがわからないじゃ、コンセプトができていないということですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） コンセプトと申しますのは、ある程度、概念でございます。先ほど申しましたように、駅前でございますして、そして大手企業に近いということで、アクセスが非常によろしいと。ビジネスの滞在拠点であると。そして、将来的には、観光も今は非常に力を入れております。また、我々は企業誘致にも力を入れております。こういったことから それと全国大会、国体、そうした大会も開催もされると予想されます。こういった中で非常にホテルの需要はあると見込んでおるわけでございますして、そういったことによりまして、にぎわいの創出、こういったものがまちなかの活性化、こういったものが図れると思ひまして、私どもは受けたわけでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） それでは、この項のちょっと最後ですけれども、今「街なかの活性化」と言われました。活性化のためには、数字的な根拠が必要でございますが、これによって、経済的効果をお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 経済的効果ということでございますが、マンション1つとりますと、マンション大体160戸ぐらいというようなお話を聞いておりますけれど、例えば、1戸当たりに3人ちょっと住まれれば、500人程度の方が定住人口になるわけです。そうした人たちが、必ず地元で日常生活品を購入されます。そして、また文化活動、例えばルルサス、アスピラート、いろいろな催しがある時にはそちらに行かれて、そういう文化活動もされます。地域コミュニティにも参加されます。こういったことで、非常に経済波及効果があると思っております。ただ、今、数字的に幾らかとおっしゃいましたけ

れど、これについては私ども、まだそこまでは計算いたしておりません。

以上です。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） それでは、お尋ねをいたします。

マンション業者がマンションを建てるというのは当たり前のことで、マンション業者に入札で落とされたわけですから、マンションを建てるのは当たり前のことなんです。ところがこの今回の売却については、中心市街地を有効に活用すると。これはもう行政の力では、もう発想では限界があるので、民間の知恵をお借りして中心市街地を有効に活用するにはどうしたらいいか。民間の知恵を活用して提案してもらおうということが命題であったわけですね。そのためには、マンション業者ではできないんですよ、そんなことは。できないけれども、恐らくマンション業者はその中にあると思うのでお尋ねしますけれども、この中に、都市プランナーがいたかどうか、お尋ねをいたします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 都市プランナーがその中に、設計の中に加わっていたかということですが、それについては、詳しく聞いておりません。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 詳しく知らない人が、どうしてその人たちにオーケーを出したんですか。詳しくわからなくても出せるんですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 私どもは、先ほど申しましたようにコンセプト、とにかく大きく言いますと、第三次防府市総合計画、基本計画、後期計画、それとか中心市街地活性化計画これにのっとって、「まちなか居住」あるいは「まちなか商い」、こういったものが推進できるという大きな観点からゴーサインを出したものでございまして、その詳細についてのことについては、現時点ではやっておりません。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） お尋ねしますと、都市プランナーがいたかどうかもわからない。したがって、このマンション、ホテルを建てることによってどの程度の経済効果が期待できるかも把握してない。それでも、とにかく売れりゃいいやと売ってしまった、とにかく売ったと。そういうことだろうと、推測をいたします。そんなことでいいのかどうか、私はともかく、もう終わってしまったことですから、いまさら何とも言いがたいわけですが、ここで、私はない知恵を出して、最近出している本をちょっと紹介しますので。私ですら、この程度の知識は持っていますよということをちょっと御紹介いたします。

それは、今、ヨーロッパではスローシティ精神、スローシティ運動というのが始まっております。それはどういうことかということ、10年前に始まったんですけど、スローフードの精神をまちづくりに活用するというので、スローシティという精神を活用しようという。それは何かということ、大資本の経済的利益を受けるということではなくて、ゆとりと豊かな感性を有する市民が地域固有の文化・風土を回復、創造し、その地域に集まる市民のライフスタイルを尊重する精神が根底にあるのが、スローフード、スローシティでございます。ゆとりと豊かな感性を有する市民が、地域固有の文化・風土を回復、創造する。そして、市民のライフスタイルを尊重する精神。これがスローフード、スローシティの考え方ですね。そういうものを少しは考えましょうよということです。

それから、次に、このスローシティの中で一番大事なことは何かということ、第三の場所をつくりましょう、第三の居場所をつくりましょうという提案をしております。第一の居場所というのは何かということ、ファースト・プレイスとっておりますけれども、これは何かということ、自分の家です。次に第二の居場所というのは何か。セカンド・プレイス、これは職場です、学校です。それが第二の居場所です。そして、都市の中心市街地にとって、最も大切なのは第三の居場所であるよということを言っています。サード・プレイス、第三の居場所。

第三の居場所というのは、例えばどういうことかということ、イタリアで言いますと、カフェですね。イギリスあたりで言いますとパブです。パブというのはパブリックハウスのことですから、パブですね。こういうものは、第三の居場所として都市には不可欠の存在であるということをこのスローシティでは提案をしております。それはどういうことかということ、こういう飲食施設には、ゆとり・活気・コミュニティがあって、市民の多くがそこを憩いと交流の場として、毎日のように利用しておるといふようになっております。これがサード・プレイス。

いわゆる、その中心市街地の役割というのが、人が集まって、みんなが元気を確認し合う場なんですよ。それが中心市街地の役割でしょう。そうだと思うんです。フリーマーケット、あるいは天神まつりでみんな集まって、わいわいがやがややって、まちで、ゆとり・活気・コミュニティを確認し合う場なんですよ。

ところが、マンションとかホテルというのは、ごく限られた人たちが使うプライベートな空間であって、これはパブリックな空間ではありません。ですから、これによってにぎわいが出るとか、活性化が生まれるとかいう考えは、単なる飾り物に過ぎないわけです。もっと具体的に、どういうふうにじゃあマンション・ホテルがあったら、にぎわいと活性化が実現できるのか、きちんと説明をしなければいけません。その辺を、今後きちんと、後

からでもいいからきちんと説明をしていただきたい。

そこで1つ提案を申し上げますけれども、パブリックな共有空間を使うために、このマンションに住む人は3階以上としてください。3階以上にマンションとして使ってください。1、2階はパブリックな空間として、第三の居場所にしてください、それが1つ。それから、屋上もパブリックな空間にしてください、と提案してください。屋上から夜景を見るとかです。

それから駐車場です。駐車場は、何であんなところに駐車場をつくるかというのが不思議でしょうがありません。住宅の高度利用をしたということは、それだけ土地が空くということですね。空中に家を建てるわけですから、土地は要らなくていいわけです。その分、土地が空くわけです。それを駐車場にしたんじゃ、何にもならないでしょう。

そういうことを今、紹介したような第三の居場所、パブリックな空間に使えばいいじゃないですか。そういうものに活用する。だから、そういうプランを、ぜひ、提案していただきたいと思いますが、今から可能かどうか、お尋ねをいたします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 今、議員おっしゃった、例えば3階以上をマンションにせよと、そういったお話もございましたが、駅南のほうはこれにつきまして、1階部分については、商業系・業務系あるいはサービス系の施設を配置しなさいと、これを条件にいたしております。それで、業者の方、開発業者の方、一生懸命その辺の提案をされております。2階以上については、マンションということを伺っておりますけれども、もう既に建築許可も下りておる状況でございます。

そういった中で、今のような提案を市のほうから、こうしてくれ、ああしてくれというのは、ちょっと不可能なのではないか。御提案は申し上げますけれど、今から社会情勢の変化、その他、何かあったときには、改築やら、あったときには、そういったことも可能かと思っておりますけれど、現時点で市のほうから云々してくれということは、ちょっと不可能だと思っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 例の、旧国鉄官舎跡地の件があります。

これは今、スローシティ精神の話をしましたけれども、まさに旧国鉄官舎跡地については、そのスローシティ精神を存分に発揮していただいて、白紙に戻していただいて、よく考えてほしいと思います。

今、大阪府知事の橋下府知事が何を言っているかということ、盛んに歳出削減を叫んで

おります。その中で、唯一彼が何を言っているかという、「水の都、大阪」と言っていますね。「水の都、大阪にしよう」ということを言っています。これは何を言っているかという、まさにスローシティ精神を、いくら歳出削減をしたってこれだけはどうしても実現するということを叫んでおります。

それから、サッカーの中田選手がペルージャに移ったのはちょうど10年前です。このときに、彼はホームページでいろんなことを言っていますけれども、面白いんですね。イタリアの散歩は、散歩のことはパスジャータというんですけど、「練習後の夕方になると、おしゃれな服装に着替えたチームメイトに、毎日のように誘われ散歩しているけれども、目的はよくわからない」とか、「イタリアのハッピーアワーは日本と違って、物すごいことになっておりますよ、本当に」というふうな発信をしている。これは何かというと、あれだけの有名な男が、毎日のようにチームメイトと一緒に、街に散歩に出かけているわけです。そういう状況を見て、どう思われますか。そんなまちであってほしいじゃないですか。それが、まさにスローシティの精神を持ったまちであれば、そういう散歩に行くようなまちになるんです。

ですからそういう意味で、この旧国鉄官舎跡地は、スローシティ精神を実践する場として活用していただきたい、というふうに思います。よろしく願いをいたします。

この質問は以上です。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 私のほうから、再開発ビル「ルルサス防府」の現状についての御質問にお答えをいたします。

まず、1、2階それぞれの空きスペースについての区画及び面積、所有者の現況と計画はということですが、周防夢座にお聞きしましたところ、1階につきましては全30区画のうち、空きスペースは2区画でございます。内訳につきましては、面積74.89平方メートルの個人所有のものが1区画、また、従来、自動販売機のコーナーであったところで、面積25.26平方メートルの株式会社周防夢座のものがもう1区画あります。

次に2階の状況でございますが、全12区画のうち4区画が募集区画となっており、その内訳につきましては、それぞれ85.66平方メートル、32.68平方メートル、52.56平方メートル、そして150.08平方メートルのものでございまして、すべて個人所有のものでございます。

テナント募集等の事業展開につきましては、周防夢座が行っておりまして、関係機関とも連携を図りながら、役員・社員一丸となって、市内はもとより県内外からの誘致活動を精力的に続けておられます。現在、交渉中のものも複数あるとのことでございます。

なお、これまでの市としての取り組みにつきましては、多数の利用者が見込まれる図書館を移転することにより、ルルサスへの集客を図ってきておりますし、さらには、生涯学習フェスティバル等の諸行事の開催や、周防夢座及び商工会議所等の関係団体と連携をし、各種イベントを実施するなど、中心市街地のにぎわいの創出に向けて、さまざまなまちづくり活動に積極的に努めてきたところでございます。

今後、ルルサスへの集客を増やす環境づくりのための諸施策を、周防夢座等と連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

このような中で、空きスペースについて、公共が借入をするという考えはないのかということですが、ルルサス防府はオープンしてからまだ2年を経過しておらず、先ほども申し上げましたように、テナントの募集も積極的に進められているという状況でございます。また、ルルサス防府の建設計画の中で、商業施設、公共公益施設、そして住宅施設を伴った複合施設として、それぞれの部分の面積が決められたわけでございますので、商業施設の空きスペースには商業に入っていただくものと考えております。

次に、公共エントランスに置かれている車いすの目的は何かという御質問でございますが、この車いすは公共施設の利用者だけに限らず、ルルサス防府に来られた方はどなたでも利用していただけるよう、その利便性を考慮して、1階と2階の親子ふれあい広場横の出入りに設置しておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 先ほども壇上から申し上げましたけれども、要するに、あのビルは人が集まることが大事なことだということであれば、別に店舗である必要はないと申しました。店舗でなくても公共でたくさんの方が集まれば、それが非常に役に立つわけです。図書館だってそうだし。ですから、先ほど申し上げましたように、社会福祉協議会とか、生涯学習課とか、そういうものを持ってくれば人がたくさん出入りしますよ。今、向こうの建物、ものすごく出入りしている。

ですから、そういうものを計画したらどうかということ、実はこの前も、周防夢座の方たちと語り合いました。それはすばらしいことだ、もし、それが実現していただければ、ぜひやってほしいということでした。その場合には、借賃はいろいろと考えさせていただきますというふうなことがございました。ひとつ人が動く、人が動く方策を考えなきゃいけないのではないかというふうに思いますので、いつまでも店が来るのを待っていたっていいことにはなりませんよ。そのことをよく申し上げまして、その項は終わりにします。

次に、今の車いすの件ですけれども、実は駐車場のほうから車いすを使って中に入る

と。公共の駐車場に、あそこから入るということはよく存じ上げております。ただ、この公共のエントランスにある車いすに、どうやって到達するんですか、あそこまで。それをお尋ねします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 今、安藤議員の御質問は、多分、北側の入り口のところに2台、今、車いすを置いておりますが、そこに入られるのに、北側の今、県道ですか、そちらのほうに車をとめて、そこから運転者の方がその車いすを取りに行き、その車のところまで持ってくると。そして、そこで乗せられてルルサスの中に入れていただくというふうに、今、しておられるというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 部長さんは御存じだと思いますけども、図書館の真っ正面に何があるか御存じですか。県道のところ。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 今、進入するところという意味でございましょうか。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 図書館の入り口の真っ正面、県道の部分には消火栓が立っております。消火栓が立っている。ですから、その真っ正面から人を抱え込むとか、生け垣にちゃんと木が植わって、そんなところから人を抱えて入れるというようなことは、ほとんどできません。そういうことで、県道から誘導路を設けて、あそこに車が入れるようにしたらどうですか。簡単なことじゃないですか。そういうことぐらい、やったらどうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 県道の歩道につきまして、そこを誘導路として車の進入をさせたらどうかというような御質問でございますが、現在、ここの、県道の歩道というように位置づけられておりまして、幅が6.5メートルというような計画設定の幅で工事を施行しております。

今の中で、ここに誘導路を設けるということにつきましては、まだ、県のほうにも、その辺の協議も行っておりませんし、今の段階では、ここに誘導路というような考え方には至っておりません。

先ほども議員が言われましたように、建設当時のバリアフリーの考え方といたしましては、別棟にあります駐車場から、そこに障害者用の駐車場を設けまして、それから本館に来るというバリアフリーの考え方をいたしたものでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） そのバリアフリーで、駐車場から障害者の方は入っていただくと。それはもう結構だと思います。そうであれば、エントランスにわざわざ置いておく必要はないわけですよ。わざわざあそこに置いて、ありゃ何じゃろうかと、皆が 夢座の方たちとも話し合ったんですが、「あれは何のために置いてあるんですか、聞いてください」ということでしたので、今聞くんですけれども、わざわざあんなところに見せびらかすことはないわけです。障害者の方は、ぜひ駐車場からいらしてください。もし、あそこに置くのであれば、誘導路をきちんとつくって、あそこにきちんと入れるような形をしたのが当たり前の話じゃないですか。

それができるかどうか、まだ検討していないということですが、ぜひ検討していただいて、有効に使えるようにしていただきたい。希望しておきます。よろしく願います。

以上で終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、15番、安藤議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、20番、伊藤議員。

〔20番 伊藤 央君 登壇〕

20番（伊藤 央君） おはようございます。今回も、先輩に1番バッターをお譲りしました。先輩を敬う心を忘れない会派息吹、伊藤央でございます。今回からは、国旗と市旗に見守られながら、また、これまで以上に元気に質問を行ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、防府市のグランドデザインについて、3点ほどお尋ねをいたします。

平成18年、可決成立したいわゆる「(改正)まちづくり三法」は、都市政策の中にコンパクトシティの考え方が盛り込まれたという点において、大変画期的なものであります。それ以前より、都市のスプロール化、中心市街地の空洞化、既存商店街の衰退が全国的に叫ばれており、まちづくり三法改正の前後から、国でも地方でも流行語のようにコンパクトシティという言葉が叫ばれるようになりました。

本市においてもコンパクトな自治体を目指しており、松浦市長は施政方針演説の中でも「コンパクトなまちづくり、コンパクトシティ実現」という言葉を使っておられます。しかし、「コンパクトなまちづくり、コンパクトシティ実現」という言葉をお聞きしても、

実効性のある施策というのが、いまいち見えてこないというのが、実情でございます。

以前、先輩議員が、コンパクトなまちづくりということで、一般質問された答弁を会議録で拝見いたしました。どうもあいまいもこととして、市のはっきりとした考えというものがわかりません。これまで、防府市ではコンパクトシティ実現に向けて、どのような施策を展開されてこられたのでしょうか、お尋ねをいたします。

2点目。コンパクトシティという考え方は、ある意味で社会主義的なまちづくりとも言えます。市内中心市街地に、商業施設や人口の集積を図るとするのは、人々の「どこに住むか」という選択を行政がコントロールしなくてはならないということでもあります。それゆえ、自由の国日本では、短期での実現は不可能であり、おのずと中・長期的な計画が必要不可欠となってまいります。

防府市の中心市街地活性化基本計画は、まちづくり三法改正以前の平成12年に策定されたものであり、コンパクトシティの考え方が世に広まる前のものでございます。当然、防府市でも市長をはじめ執行部から、コンパクトシティという言葉が聞かれるようになったのは、ここ数年のことでありまして、防府市ではコンパクトシティ実現のためにどのような計画を立てているのか、お教えてください。

3点目。コンパクトシティという政策には、いわゆるスプロール化の抑制、自動車依存社会からの脱却という方針が含まれていると存じます。しかしながら、我が防府市には、コンパクトシティ構想の中で、一般的に取り上げられる無秩序に拡大した市街地とは性格の異なる、伝統的な農山村地域などが存在いたします。このような、市内周辺部に位置する地域において、コンパクトシティの考え方を押しつけることは非常に乱暴であり、自然環境・歴史・伝統など、地域の特性を生かしながら、持続可能な地域づくりを進めることが必要と考えます。

コンパクトシティ実現に向け、中心市街地に効率的に投資を集中する、また、行政の効率化を図る一方で、市内周辺地域の将来についてはどのような展望、また計画を持ってまちづくりを行うのか、執行部の御所見をお聞かせください。

続いて、大きな2点目の質問に入ります。公正・公平な行政運営についてお尋ねをいたします。

本年5月、防府市では一定の公職にある者等により、職員に対して不当な働きかけがあった場合、それを記録するという制度が導入されました。公正・公平な行政運営を進める上で、特定の者による不当な働きかけを排除していくということは、大変重要なことでもあります。制度導入についても賛成の立場ではありますが、この制度では、働きかけを不当であるか、正当であるかを判断するのは、働きかけを受けた職員であり、また所属長という

ことになっております。仮に職員が上位にある役職の者から働きかけを受けた場合、これが不当であると思料されるものであっても、職員に不当との判断を下せるかどうかは、甚だ疑問であります。その判断を職員にゆだねることによって、職員が大きな精神的負担を受けることは想像に難くありません。

この制度をより実効性のあるものにするため、正当、不当にかかわらず、一定の公職にある者等から受けた働きかけについては、そのすべてを記録し、ホームページ等で公開してはいかがでしょうか。こうすれば、職員にかかる過度な精神的な負担は軽減できるばかりか、すべての働きかけが万人の目にさらされることにより、正当か、不当かの判断は市民が行うということになります。より、抑止効果も高まるものと考えますが、いかがでしょうか。

続いて、大きな3点目、環境行政についてお尋ねをいたします。

今月9日、福田首相は7月の北海道洞爺湖サミットに向け、地球温暖化対策に関する福田ビジョンを発表し、日本として国内排出量を2050年までに、現状から60～80%削減するという長期目標を表明されました。地球規模で取り組む問題である地球温暖化対策に、サミット議長国としてリーダーシップを発揮していくことは必要であり、この目標は、日本国の一員である我々全員で取り組んでこそ、成し遂げることが可能となるものがあります。我々が暮らす地域。地域、地域によって世界が構成されているのですから、地球規模の問題は地域からの取り組みが不可欠であります。

さて、防府市での環境への取り組みの一つとして、一般家庭の生ごみを堆肥化する生ごみ減量容器を購入する際に、購入費の2分の1を補助する「ごみ減量容器購入費補助金等制度」がございます。この制度では、生ごみ減量容器、電動生ごみ処理機、自動紙おむつ処理容器などの購入が対象となっておりますが、この補助金制度は現状でどのぐらいの利用があるのか、お尋ねいたします。

以前に先輩議員からも同様の質問がございましたが、最新のデータをお教えてください。

この補助金制度も一役買い、市内の一般家庭の敷地の隅、また、畑の隅などに緑のコンポストが置かれている光景は珍しくなくなってきました。しかし、所有者にお尋ねしてみると、中には「悪臭がひどい」、また、「虫がわく」等の理由で、既に使用をやめておられる方もいらっしゃるということです。補助金を交付した後のコンポストの使用状況について、調査は行われているのか。また、行われているのであれば、利用状況をお教えてください。

3点目。数年前より、みみずの力を借りて生ごみを良質の堆肥に変える「みみずコンポスト」というものが、国内外で注目を集めております。先ほど申し上げたように、家庭用

のコンポストは使い方が難しく、生ごみの処理に通常1カ月から数カ月という時間を要するということから、虫が発生しやすい、悪臭がするなどの問題がございます。それに比べ、みみずは毎日自分の体重の半分の重量のえさを食べると言われており、毎日500グラムの生ごみを出す家庭であれば、1キロのみみずでこれを処理できる計算になります。

かくいう私も、この質問をするに当たりまして、我が家で「みみずコンポスト」というものを始めてみました。今日でちょうど3週間という時間がたちますが、今のところ、悪臭はまったく発しておりません。

私のように、家庭で「みみずコンポスト」を導入されている方も多いのですが、環境についての学習効果が高いこと、また、給食調理により、安定的な生ごみの供給が可能であるという理由などから、小・中学校でこの「みみずコンポスト」を導入しているという事例も少なくありません。防府市の小学校でも「みみずコンポスト」を導入し、環境教育とごみの減量に役立ててみてはいかがでしょうか。御所見をお聞かせください。

以上、大きく3点質問をいたします。

執行部におかれましては、明瞭簡潔、また誠意ある御回答をお願いいたしまして、壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、防府市のグランドデザインについての質問にお答えいたします。

まず、1点目のコンパクトシティ実現に向け、これまでどのような施策を講じてきたのかという御質問でございますが、御周知のとおり、本市では昭和46年に土地計画法による区域区分、いわゆる線引きを定めて以来、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の形成に努めてまいったところであります。このことは、まちづくりを進める上でさまざまなメリットをもたらしておりまして、公共下水道の整備等においては、市街化区域内で計画的・効率的に実施することができますし、スプロール化による新たな公共投資という事態も招かずに済んでおります。

さて、私は、「コンパクトで安全・安心、快適で防府市らしいまちづくりの推進」ということを施政方針等でも述べてきておりますが、ここでいうコンパクトとは、簡潔、緻密ということに加えまして、小さいが中身は充実しているという質的な意味合いを含んでおり、コンパクトなまちづくりとは、適正な規模の市域の中で自立した日常生活が営まれる、まとまりのある地域づくりを進め、さらにそれぞれの地域に有機的に結びつけることにより、全体としてコンパクトにまとめていくというまちづくりでございます。

このように、本市のコンパクトなまちづくりについては、あくまでも全市的な視点に立って考えるべきものであり、先ほども述べましたように、区域区分を定め、これまで無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の形成に努めてまいりました。具体的な事業としては、公共下水道や幹線道路、生活道路の整備等を計画的に行ってまいりましたが、特に、中心市街地におきましては、連続立体交差事業を皮切りに、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、面的整備を着実に実施してまいりました。

市街地再開発事業におきましては、再開発ビル「ルルサス防府」の公共公益施設の中に、図書館を移設することにより、中心市街地のにぎわいの創出に努めてまいりましたし、中心市街地にある遊休地につきましても、売却、有効活用を進めているところであります。

次に2点目の、コンパクトシティ実現への計画はどのようになっているのかという御質問にお答えいたします。

今後の計画を述べる前に、いま一度本市の置かれている状況を見直してみますと、本市の人口は約12万人、面積は約188平方キロメートルで、これを県内の人口10万人以上の他の5市と比較すると、その中で最も小さい宇部市でも288平方キロメートル。他はすべて600平方キロメートル以上で、これら他市に比べると、本市ははるかにコンパクトであり、例えばごみの焼却等も1カ所で済みますし、消防救急等の安全・安心に対するサービスも機敏にかつ効率的に提供することができます。また、火葬場が駅からこれだけ近いというところもほかには聞きませんし、市内のどの地域からでも市役所におよそ30分以内で来ることができますし、本市は他市に比べて、物理的にもコンパクトなまちであると自負しております。

また、本市では幸いなことに、県内の合併した他市に見られるような、周辺部の過疎という事態にも至っておりません。ここ数年の人口の動きを見ましても、山口県全体では減少を続けている中、ほぼ横ばいの状態を保ってきております。人口密度が、山口県下都市の中で一番高いとはいえ、過密ではなく、いわば過疎なく、過密なく、ほどよくまとまっているのではないかと考えております。産業構造を見ても、臨海部には、県内有数の工業地帯を形成する一方、周辺部では農業も盛んであり、また中心市街地においては、商業の集積も見られ、非常にバランスがとれております。

そこで今後の計画は、ということですが、先ほども申しましたとおり、本市のコンパクトなまちづくりとは、あくまでも全市的な視点から考えているものでありますが、これまでは中心市街地の活性化のための事業をある程度集中的に行ってまいりました。これらの事業もほぼ完成の域に達しており、今後はこの中心市街地と他の地域とのネットワークを強化していくこと、また、それぞれの地域においては、地域の特性を活かした施策

を実施していくことが重要だと考えております。

ネットワーク化のかぎとなるのが公共交通であり、これについては昨年度、学識経験者、市民、事業者からなる懇話会で、路線バスを中心とした生活交通の維持、活性化等についての報告書がまとめられましたので、それを受け、現在、各地域の実情を反映した生活交通活性化計画の策定に向けた作業を進めているところでございます。また、地域での個別の施策につきましては、総合計画に基づく諸計画により着実に実施してまいりますが、中・長期的には次期総合計画の中で位置づけていくこととなります。

最後に、市内周辺地域の将来についての展望はという御質問にお答えいたします。

ここ数年来、周辺地域においても学校の校舎、体育館等の建設、農業基盤や道路の整備等を着実に実施してきております。そこで、今後の展望でございますが、先ほども申し上げましたように、本市においては区域区分を定め、これまで無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の形成に努めてきたこともあり、周辺地域には緑豊かな自然や地域独自の文化・伝統などが残っております。これらの地域の資源、特性を活かした地域づくりを進める一方、中心市街地とのネットワークを構築することにより、持続可能な地域づくりができるのではないかと考えております。

今後、まちづくりにあたりましては、本市が持つ人的・物的な資源を最大限に活用していくことを基本とし、生活実感の向上や共同体意識の高揚、地域経済の活性化などを通じ、市民にとって誇りと愛着が感じられ、存在感のある、「小さくてもキラリと光るふるさと防府」を目指していきたいと考えております。

残余の御質問につきましては、総務部長、生活環境部長、教育次長より答弁いたします。
議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） ありがとうございます。驚いたのが、一般に言われているコンパクトシティと市長の言われるコンパクトシティというのは、全く別のものなんだなあという感想であるんですが。市の面積のことを言われましたが、これが狭ければコンパクトシティと言うという、独自の解釈をされておられるわけですけども、防府市より面積の広い都市でもコンパクトシティに向けて取り組んでいるところはたくさんありまして、それは市を分割しようという話ではない。市の面積を広げようとか、狭くしようとか、可住地域を狭くしようというのがコンパクトシティの考え方ではないわけで、新しい解釈というか、独自の解釈をされるんだなと思って、ちょっとたまげたんですが。

まず、全体的な答弁をお聞きしていると、コンパクトシティは既に実現できているというふうにとらえましたが、それでよろしいですか。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） では、私のほうから。これまでも、コンパクトシティでありましたけれども、今後もコンパクトシティを目指していきたい、ということになるかと思えます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 今の現在の防府市がコンパクトシティ、これまでコンパクトシティであったと言うと、多分、全国から笑われます。市の面積のことを先ほど、他市の面積と比べられてコンパクトだとおっしゃいましたけども、通常コンパクトシティというのは、市街地の面積を、少なくとも面積で言うというわけで、防府市のD I D面積というのは、17年、国勢調査がありましたけども、ちょっとこれ簡易調査なのでデータが出ているのかどうなのか、ちょっと私は存じませんが、出ているのであれば、防府市のD I D面積がどのくらいなのか教えてください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 申しわけございません。ちょっと手元に資料がございませんので、何でしたら調べて、御報告させていただきます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 私もいろいろ調べたんですが、ちょっと17年のものが見当たらなかったんで、ちょっとお聞きしたんですけども、平成12年の国勢調査時点の数値は入手できました。これによると、防府市のD I D面積は、その時点で23.68平方キロメートルであります。これに対して、中心市街地活性化基本計画で示されている計画の範囲、これが76ヘクタールということで、この基本計画の面積の3.1倍に、既にD I Dが防府市では広がっているということでありまして、この中心市街地活性化基本計画のゾーニングを見ますと、工業ゾーンとゾーニングが位置づけられているところに、既に防府市のD I Dは広がっております。もう向島の手前まで、本市のD I Dは広がっているわけで、これが本当にコンパクトな市と言えるのかというのが1点。

また、先ほどの答弁で下水道の効率がいいというようなお答えがありましたけども、ある調査によって、下水道維持管理効率性というものを調べたデータがありました。これはちょっと指数の出し方が、大変、今ぺらぺらと言っても難しいんで言いませんが、コンパクトシティを実現しているところであれば、高いところでは1を超えているという指数があります。その指数が、防府市はマイナス0.84ということでありまして、決して全国的にこの下水道の維持管理効率性というのが高いとは言えないわけで、これは一つ指摘をしておきます。

そのコンパクトシティという考え方が、根本的に一般に言われているものと違う解釈を

持っておられるので、なかなか再質問というか、しづらいわけですが、全市的にコンパクトシティというものを考えているということでありますが、通常であれば、市街地の拡大を規制していく、これまで線引きで規制されてきたんだというようなことを先ほどもおっしゃいましたけども、防府市の望ましい市街地の、じゃあ範囲というのは、どのあたりまでを、市としては考えておられるわけでしょうか。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 最初のお尋ねのD I Dが23.68云々ですが、私もちょっとこれ、おかしく思っているんですが、工場がD I Dに含める中で、製造業の工場がすべてD I D地区にカウントしてあるんです。ですから、そのあたり、人も住んでいないのにD I Dが入っているということでありまして、一概にD I Dが23.68平方キロメートル、イコール人が住んでいるところじゃなくて、工場も含んでいるということについては、御理解を賜りたいと思います。下水道のちょっと効率性については、担当部長のほうからお答えいたします……。

市街地云々でありますけれども、冒頭、市長が御説明申し上げましたように、いわゆる昭和46年の都市計画法によりまして、我が市は区域区分、要するに市街化区域と市街化調整区域を定めております。見直しで、かつての調整区域が少しずつ、線引きで、区域で、少しずつは広がっておりますけども、基本的には都市計画図をごらんになっておわかりになると思うんですけれども、都市計画図で色のついているところが、いわゆる市街化区域というふうに理解をいたしております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 下水道に関しては、指摘ということで結構であります。

昭和46年の線引きということ、壇上の市長の答弁、あわせて今、副市長のお言葉の中にもあったんですが、これで十分であれば、例えば防府市だって中心市街地活性化基本計画などつくらなかった。全国的に「まちづくり三法」もできなかった、改正もなかったと考えるわけなんですけども、防府市はその時点の政策でいいという考え方なのかなあというふうに感じます。

その、市街地拡大のところの一番の原因と言われているのは、モータリゼーションの進展であります。それによって、市街地がスプロール化する。スプロール化することによって、自動車が必要になるので、さらにまた自動車が普及されるという、お互いが相乗効果を発揮しながらこれが進んできたと考えられます。

このことから、コンパクトシティという考え方には、自動車社会からの脱却という考え方が含まれていると考えますが、これには公共交通の充実が不可欠でありますけども、先ほど

からバスについて、いろいろ答弁がありましたけど、その実効性というものがまだまだ出てきていない。最終的なそのコンパクトシティを形成するに当たり、またこの自動車社会から脱却するに当たり、公共交通網というものを、防府市としてはそれを充実させた姿というのは、どういう形までを考えておられるのか、お教えてください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 私のほうからお答えをさせていただきます。どの程度までかということですが、御存じのように、今現在、交通網の活性化計画という計画に着手をいたしております。現実問題といたしまして、今、各地域に担当職員が出向きまして、実際に車を利用していらっしゃる方、あるいは利用されない方等々を含めまして、そういった実態の調査をする中で今後の計画の中に生かしていきたいということは、今考えております。

当面、いわゆるそのバス路線と申しますか、これをベースに考えていきたいと思いますが、その先にはまた違った手段も、当然考えていかなきゃならないということも理解をいたしております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） それでは、小さい2番、計画はどうなっているのかという質問のほうですけども、壇上でも申したとおり、我が市の中心市街地活性化基本計画、先ほど申したとおり、平成12年策定のものであります。もちろん、「まちづくり三法」、改正されたのはその後でありますので、この改正の理由には、これまでの中活法が商業限定の考え方であったこと、それから従来型の公共事業がそのコンパクトシティ形成ということについて、あまり効果を発揮しなかった。こういうことなどが原因であると考えます。防府市中心市街地活性化基本計画はそれ以前の、全国的に実効性が認められなかった方針のまま、ということになるんですけども、まずはこれをしっかり見直して、検証していく必要が 必要だと考えますが、いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 今、伊藤議員の御指摘のとおり、中心市街地活性化基本計画、平成12年3月、策定したもので、その後、変わってきておりますので、これらについても、今から十分検討していきたいというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） それで、今から検証をされて、基本計画の変更があるのか、それから、次期総合計画、先ほど出ましたけれども、この中にコンパクトシティ、一般に

言う、防府市はまた特別なコンパクトシティを持っておられるので、一般に社会的に言う、世に言うコンパクトシティという構想が、次期総合計画には盛り込まれるのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） どういう表現をするかは別にいたしましても、次の計画の中には「コンパクトで、安全・安心で、快適で防府らしいまちづくり」という考え方は、表現は別にいたしましても、何らかの形では入れることというふうになると思っています。それがコンパクトということで結びつくかといえ、ちょっとなかなかあれですけど、コンパクトという言葉自体は、今までも使ってきておりますし、今後も使っていくということとであります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） いや、そのコンパクトが、一般に言うコンパクトとえらい違うので、お聞きしているわけなのですが。ひとつちょっと1点、もし、次期総合計画の中にこのコンパクトシティという構想が入るのであれば、やはりこの考え方の中に、持続可能な地域づくりという考え方が、これまで非常に、私にとっては希薄に感じておりますので、これを入れていただきたい。そうであれば、環境というのは大変このことにとって、切り離せないテーマでありますので、しっかりその部分を入れていただきたいというふうに、要望しておきます。

さきに述べました、自動車社会からの脱却という意味におきまして、また、今申しました環境という観点から、この自動車社会からの脱却というのは必要性が叫ばれているわけで、そこで見直されるのが自転車の利用ということが、最近見直されております。しかし、この自転車の通行マナーについては、昨今、問題視される部分もありまして、今月1日より施行された道交法の改正では、自転車は車両であるということを再認識するようなものであると言えます。とは言いながらも、ある条件下では、自転車の歩道の通行を認めるなどということもあって、非常に苦しい改正というか、この理由には、要はその自動車、自転車、歩行者のすみ分けが整理されていないということがあるのでしょうか。

しかしながら、コンパクトシティを実現しようとするれば、防府もバイコロジー運動というのを掲げております。自転車にやさしいまちづくりというのは、特に中心市街地においては必要になってくると考えますけども、この中心市街地で自転車専用レーンの導入、また自動車の乗り入れ禁止地域の指定、こういったことを行っていくというようなお考えはないのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 自転車にやさしいまちづくりということで、一部その自転

車専用道というのは、今、整備を若干しているというところもあるように、記憶をしておるんですが、今後、その中心市街地においてのその車の通行、あるいはその自転車専用ということになりますと、なかなかその地域といいますか、道路幅員もございましょうし、即、可能ですねという言葉は、なかなかお答えすることはできないと思うんですが、そういった必要性もあるということは、理解をさせていただきたいと思います。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） これから、まちづくり交付金事業も含めまして、もうやはり自転車、歩行者ということ、これは計画の中にも入っている、指標の中にも防府市が出しているわけであって、この指標を達成するには、やはりハードの部分の整備と、それから、規制も含めてしていかななくてはならないと思います。

また、美遊感構想ですか、これもバイコロジー運動とリンクをしておるわけで、しっかりとその部分をハードにおいても、それから規制というような部分においても、考えていただきたいということをお願いしておきます。

先日、ちょっと山口県立大学のオープン講座に出席をさせていただきまして、ちょうどそこで持続可能な社会というテーマで講義が行われました。この中でドイツのエッカーンフェルデ市、人口2万3,000人の市でありますけれども、ここの事例が紹介をされまして、人口2万3,000人に800メートルの商店街があります。この800メートルの商店街のシャッターは、1軒もおりてないそうであります。要は、この市長が打ち出したキャッチコピーが「住むに値するまちづくり」ということで、自動車がないと住めないまちは住むに値するののかという考えのもと、自転車を便利にするということ徹底にこだわられて、例えば、車道を削って自転車専用レーンをつくる。狭い通り、狭い道に関しては30キロ制限、自転車と自動車が共存できるスピードに規制するということを行われております。

それから、その自転車政策でさらに有名なのが、ミュースター市というところらしいんですが、ここも同じくバスと自転車の専用レーンが設けてあります。また、自転車以外進入禁止という標識もございまして、それから、自動車・自転車・歩行者、この信号が3種類ありまして、自転車の後に自動車の信号を青にするといったことで、自転車の事故を減らすという工夫をされております。また、自転車専用左折レーン、それから信号で止まる時に、自転車を前に停車させる。こういったことで、自動車と自転車が、危険なく共存できるような工夫をしておられるそうであります。決してこれは、防府市の中心市街地において不可能な施策とは思いませんので、ぜひ、検討をしていただくようお願いをいたしま

す。

それから、3番目の市内周辺地域の展望ということに入ってくるわけですが、コンパクトシティという考え方には、先ほど申したように持続可能な地域づくりという考え方が必ず必要なわけで、先ほどから、コンパクトという内容が、行政面積が小さくて中身が濃いと、要はコンパクトな市の財政というふうに言っているように聞こえるわけですが、ここばかりに偏ってはいは周辺部の切り捨てとも思える行政になりかねないわけです。

先ほどから、これから中心部へ投資は終わったというようなニュアンスの答弁があって、これから周辺部へもという答弁もございましたけれども、先ほどから申しております中心部へのアクセスを、まずは充実をしていただくということはもちろんですが、公共交通、自動車を使わなくても、その地域で本当は生活ができる。その地域だけで持続できるということが、本当の理想ではないかと私は思うわけであります。

中心市街地に商業を集積するということは、ある意味必要なことでありますが、最低限の生活必需品が、その地域、地域で調達できるということも大変必要なわけでありまして、また例えば、私が住んでおります小野地区では、数年前にスーパーが撤退をされまして、それまでそこは地区にお住まいの方の買い物の場、生活必需品の調達の場であったと同時に、コミュニケーションの場でもあったわけであります。これがなくなったということで、非常に自動車を持たないお年寄りが困っておられるわけです。中にはバスを利用して市の中心部に買い物に出かけられる方もおられますが、バスの停留所がもちろん遠い方もおられ、また本数が少ないということもあって、タクシーを利用して実際に買い物に出かけられるという方もあります。

この地区に限らず、医院、医師の数が少ない、また医院がないという地区においては、タクシーで通院されるという方もかなりの数になっております。公共交通の充実はもちろんのことですが、こういった地域に、スーパーなど生活必需品を最低調達できる商業施設を誘致するため、または、無医村をなくせる医院開業、こういったことにも何らかの方策を打っていかなくてはならないというふうに考えるわけですが、市としてはいかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 確かに今おっしゃるように、地域だけで生活できれば、それが理想だというふうに思っております。ただ、現実問題として、なかなかその地域だけで生活できるというのも難しいという面もございまいしょうが、今後はできるだけそういった形が実現できる方策が、何らかの手があるのかないのか、これも含めて、あるいはその地域コミュニティのあり方ということも、今、話題にしておりますし、こういった中で地

域の要望等、あるいはその地域の特性等が活かされる形で、実現できればいいというふう
に考えておりますので、いずれにいたしましても、次期総合計画の中で何らかの方向性は
出していかなければならない、というふうには考えております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） ありがとうございます。ぜひ、真剣に御検討いただきたいと、
お願いいたします。

地域コミュニティのあり方という言葉も出ましたけども、やはりこの地域が最低限地域
で、持続可能というシステムをつくらないと、これはコミュニティの崩壊にもつながると
いうわけでありまして、こういうのをしっかりと有効な施策を打っていただきたいなあ
というふうに感じます。

そういったことをすべて含みまして、まずはこれまでの計画というものをしっかりと
見直していただきたいということ、1点お願いをするということに。その上でコンパクト
シティを実現しようとするのであれば、従来の考え方そのものを展開しなくてはならな
いわけで、言葉だけではなくて、本当の意味で公共交通網を充実していく、または自転車
利用を促進するための歯止めの整理、こういったものも必要であります。

単に行政効率を高める、投資効率を高めるという考え方でまちづくりに臨んでいては、
これは、実現は不可能なことであります。コンパクトシティの実現を目指したとしても、
どこに住むかという選択権は、あくまでも市民に与えられなくてはならないものであって、
市内それぞれの地域に誇るべき自然があり、歴史があり、伝統があり、文化があり、また
それを愛し守ってきた人々がおられるわけで、この点は、先ほどの市長とも認識は同じだ
と思います。

それぞれの地域が、持続可能な形になるよう、防府市のグランドデザインをしっかりと
描かなくてはいけないということを申し上げ、この項を終わります。

議長（行重 延昭君） 公正・公平な行政運営について、総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、2番目の質問にお答えをいたします。

公正・公平な行政運営について、本年5月から実施をいたしております、一定の公職
にある者等からの不当な働きかけの記録制度について、実効性のあるものにすべきではな
いかという御質問にお答えをいたします。

本市におきましては、平成9年に、行政に対する不当な要求行為に対しまして、「庁内
秩序を乱す来訪者に対するマニュアル」、平成18年には、組織としてのコンプライアンス
体制構築の視点から、内部職員等の職務上の法令違反行為、またはそのおそれのある行

為に対しまして、「防府市職員等公益通報実施要綱」を定めております。市職員の公正な職務執行の確保や、市政運営における公正性・公平性の向上に、全庁を挙げて取り組んでおるところでございます。

今回新たに、「防府市職員に対する不当な働きかけに関する取扱要綱」を定めまして、前述の2つの制度とともに、さらなる公正・公平な市政実現の仕組みづくりについて取り組んでいるところでございます。この制度は既に御承知のように、市の職員の職務に関しまして、いわゆる地位を利用した口ききや、介入によります不祥事を防止し、職員の公正な職務執行を確保するため、不当な働きかけを記録し、情報公開の対象となる公文書として、管理、保存しようとするものでございます。

御指摘の本制度の実効性につきましては、不当な働きかけの内容を情報公開の対象となる公文書として管理、保存するという制度自体に、公職者等からの不当な働きかけに対する一定の抑止力としての効果が期待でき、さらに記録内容が正確なものであることを要求者に確認するための機会も設けておるところでございます。こういったことから、かなりの実効性は確保されるというふうに考えております。

したがいまして、御提案の正当、不当にかかわらず、一定の公職にある者等からの働きかけはすべて記録し、ホームページ等で公開することにつきましては、今現在では考えておりません。

なお、制度を施行いたしました5月には、不当な働きかけに該当するか、あるいは否かを判断しなければならない所属長以上の職員に説明会を、議員の方々にも御参加を呼びかけまして開催いたしております。対象となる行為の事例や、対処の仕方など、共通認識することで、御指摘の制度の実効性をより一層高める努力をしており、今後は、他の一般職員にも制度の浸透を図るため、適宜研修の場を設けることといたしております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 実効性は高いというふうに思っておられるということですが、実際に、市民の方がこの制度をお知りになって、これで縛りになるのかという意見を、実際、私いただいております。私自身も、本当にこれは実効性があるものかという、疑いを持っておるわけなんですけども、一つは、制度というのは縛りを効かせるという意味もあるんですけども、厳しい制度をつくることによって、市民に公正・公平な行政が行われますよという、安心感を与えるという効果もあるわけで、ここはしっかり、市民の皆さんが安心できるものにしていただきたいなというふうに思っております。ちょっと時間がないので、ここは意見だけ申します。

今回も、一定の公職にある者からの不当な要求の記録制度についても、またこれから制定されるであろう、政治倫理条例についても、これは単なるポーズではなく、本当に実効性があり、また、それを見て市民の方々に安心感を与えるものでなくてはならないと思っております。

一定の公職にある者の行動は、やはり厳しい倫理観を求められて、倫理性を求められて当然でありますし、現実的に可能な限り、厳しい制限というものを課されても、これは当然だと考えておりますので、さらなる御検討をお願いしたいと存じます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 環境行政について、生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） それでは、私のほうから環境行政についてお答えをいたします。

はじめに、コンポスト補助金の現状についてでございますが、コンポスト容器とは、皆様御存じのように、家庭から排出される生ごみを堆肥化するためのプラスチック製処理容器のことでございます。この処理容器を利用することにより、家庭から排出されるごみの減量化、再資源化が図られ、焼却処理施設への負荷が軽減されると共に、堆肥としての有効利用が図られることとなります。

この生ごみ処理容器購入に対する補助につきましては、昭和63年度より、防府市環境衛生推進協議会を通じて、生ごみ処理容器の購入者に対し3,000円を限度とし、購入費の半額を補助してまいりました。

これまでの補助制度利用状況につきましては、平成19年度末時点での累計は、6,422件、1,452万1,733円となっております。昨年度は、47件の10万8,900円を補助いたしておるところでございます。

次に、生ごみ処理容器の利用状況の調査ですが、現在、購入後の追跡調査は行っておりません。しかし、議員も御指摘のように、購入者の中には、処理容器からの悪臭や虫がわくなどの理由によりまして、利用をやめられる方もあるように聞いております。しかしながら、処理容器を購入されたことは環境問題を考える第一歩であり、それを適正に利用し、生ごみの減量化を家庭から実践されている多くの市民の皆様もおられることと考えております。

購入された生ごみ処理容器の正しい利用方法がわからずに、利用をやめておられる方もかなりございますので、今後は正しい利用方法等について市広報やホームページに掲載し、長く利用していただくよう、努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） ありがとうございます。

正しい使用方法ということで、市広報、ホームページなどで広めていくということですが、せっかく補助金を交付して、購入していただきましても、これが使われていないのであれば、環境に実質的な効果というのはないわけですし、使用状況を調査しなくては、どのくらいの効果が実際に上がっているのかというのがわからない、把握できないと思います。これは、実態をつかんでいただくということは大変必要ですので、ぜひやっていただくように、お願いをいたします。

また、この利用率というのを高めていくために、市広報、ホームページ等も結構ありますが、実際にその御家庭に出向いて、アフターフォロー、このようにして使うんですよというような、今どういう状況ですかということを含めて、フォローが必要なのではないかなあというふうに感じております。職員の方が各家庭を回られても結構ですし、それがちょっと無理だというのであれば、環境に取り組んでおられるNPOとかそういった団体の方に依頼して、こういうアフターフォローをお願いするというのはいかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 今の実態調査の件でございますけれども、実態調査とそれから、その実態調査へのボランティアの導入というお話でございますが、まず、確かにコンポストにつきましても、年々補助申請が減少しております。しかしながら、多くあるごみの減量化の手法の中では、その一端を担っておるのではないかとこのように考えております。購入される方につきましても、ごみの減量化と堆肥化の実際の観点から、環境問題に対する意識の非常に高い方だというふうに、我々としても認識をしておるところでございます。

そこで、お尋ねのコンポストの利用状況の調査をボランティア等で実施することでございますけれども、調査につきましては、今後検討してまいりたいと思います。それと、大切なことは、せっかく購入されたものでございますので、放置されることは、大変ちょっと残念なことでございますので、正しく効果的に使っていただきたいということで、まず、補助申請の際に正しい利用方法等を面接しながら指導してまいりたいと。

それから、購入された方々にも、アフターケア等も機会を選びながらしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 次に、小学校での「みみず」の件。教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 小学校での「みみずコンポスト」の導入について、お答えします。

小学校給食の調理の過程で発生する、調理くずと児童の食べ残しを合わせたものを、食品残渣と言いますが、この食品残渣は、今年の5月の状況では、市内全小学校で約180キログラムです。この食品残渣の処理につきましては、小野小学校においては食品残渣すべての約6キログラムを生ごみ処理機で堆肥化し、学校園や花壇の肥料として活用しております。また、市内7校の小学校では、ウサギ等小動物のえさとして、合計約10キログラムを活用しております。残りの164キログラムは防府市クリーンセンターで処理しているのが現状です。

「みみずコンポスト」を利用した、給食に伴う食品残渣の処理につきましては、議員御指摘のとおり、無臭であること、小さなスペースで実施できること、電気を使わずに処理が可能なことなど、環境保全に有効な方法であると聞いております。しかしながら、この方法ですべての食品残渣を堆肥化することは、困難と考えられます。

教育委員会といたしましては、「みみずコンポスト」の利点を活かし、小学校における環境教育として、総合的な学習の時間や理科の観察等の体験的な学習機会の充実のために研究課題として取り上げられるかどうか、研究したいと考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 元気を出してまいりましょう。あと、わずかでございます。

ありがとうございます。先日ちょっと、華浦小の下処理段階で出る生ごみの量をお聞きしましたら、5月のある1日が9キログラムと。大体児童数を考えると、これが平均値ぐらいなのかなと思ったわけです。この9キログラムに1年間の給食日数約190日を乗じますと、1,710キログラムになります。

スタンフォード大学複合教育センタースタッフのビネー・ペインさんの著書である「みみずコンポスト」の入門書とも言われる、「みんなでためす、ミミズコンポスト・マニュアル」、この本によると、実際に生徒が「みみずコンポスト」に取り組んだレイトンビル中学校では、最初の1年間で、1,640キログラムの生ごみを処理したそうであります。2年目は1,045キログラムと減ったそうですが、これは恐らく生ごみ自体が意識の変化により、排出量が減ったということでありました。良質な堆肥がつけられるのはもちろん、先ほど次長が申し上げられたように教育的な効果というのは非常に高いと考えますので、ぜひ御検討をよろしくお願いいたします。

それで私、先ほど、我が家でもやっていると申しましたけれども、みみずをこれは500グラム買うとなると、相場で約4,000円いたします。私、これ500グラム買ったんですけども、送料、消費税いろいろ入れて、5,000円ほどになりました。なかなか、

この金額では二の足を踏む方というもおられると思うんですが、家庭でやりたいという方がおられた場合、先ほどのコンポスト同様、購入費に補助金というものを交付するということはできないでしょうか。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 補助金の制度に、みみずに対する補助ということでございますけども、現行の制度につきましては、容器に対する補助制度でございますから、みみずのコンポストにつきましては、容器については補助可能だというふうに考えております。しかしながら、みみずにつきましては、例えばEM菌を利用するコンポストもありますので、これに補助しておりませんから、今、現状では同等に扱うということになります。

今後、「みみずコンポスト」の実情、無臭に近くて小さなスペースで安くできるということで、非常によい面が多分に見られますので、そのあたりも実情を研究しながら、他市の補助状況等を調べながら、研究してまいりたいというふうに思いますので、しばらくお時間をいただけたらというふうに考えます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） ぜひ、よろしくお願いします。

我が家ではコンポストを、小5と小3の息子たちと一緒にやっておるわけですが、教育的効果で申しますと、小5の息子がインターネットでいろいろみみずのことを調べるようになりまして、恥ずかしながら私も知らなかったんですが、先日、みみずが雌雄同体だということを私に教えてくれました。それまで、ごみと呼んでいました野菜のくずを、これをえさと呼ぶように変わりました。これは非常に大きな意識の変化だなあというふうに感じております。

「みみずコンポスト」は、中にみみず以外の小さな生き物とかが、実はたくさんいまして、一つのエコシステムとなっております。例えば、ちょっとごみを入れ過ぎたりとか、また、非常に高温になったりとかすると、このシステムというのが崩れます。もちろん、回復は可能なわけですが。そう考えると、これは一つの地球の縮図と考えることもできるわけで、大変な教育的効果が期待できますので、小学校の導入に関しても、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

壇上で述べた福田ビジョン、目標年度に定められた2050年でありますけども、この2050年には、世界的に洪水の被害が深刻化し、約20億人が大洪水の危険にさらされるという予測もあります。ある研究チームは氷河の3分の1が失われるという発表もしておりますし、生物種の4分の1が絶滅するという報告もあります。

この2050年となりますと、この先ほど、先輩を敬うと言って、大変失礼ですが、この議場におられる方では、もしかしたら生きておられる方が少数かと存じます。平均寿命から考えますと、私は、数少ない生きているほうに入るのかなというふうに思うので、それだけではありませんが、この危険があまり遠いものを感じられないわけです。子どもや孫の世代に、我々が壊してしまったこの世界をこのままの形で渡すということはしたくありません。

1点目の質問の防府市のランドデザインについても、環境を最大のテーマとしていただきたい。それから、すべての防府市の施策において、環境というキーワードを念頭に置いてやっていっていただきたいという、かけ声だけではなく、いかに効果を高めるかということに知恵を絞っていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、20番、伊藤議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問でございます。次は、17番、木村議員。

〔17番 木村 一彦君 登壇〕

17番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。

通告に従って質問いたしますので、簡潔明瞭、誠意ある御答弁をお願いいたします。

まず最初に、小学校給食の民間委託について質問をいたします。

5月23日に開かれた教育民生委員会の所管事務調査において、当局は、今年度から平成23年度にかけての4年間で、学校栄養職員が配置されている大規模校を毎年2校ずつ、計8校を民間委託する計画を明らかにいたしました。すなわち、平成20年度は中関小と華城小、平成21年度は松崎小と新田小、平成22年度は牟礼小と佐波小、平成23年度は華浦小と小野小・中を、それぞれ民間委託するというものであります。

しかし、平成24年度以降については、児童数の推移、給食調理室の老朽化を考えながら小学校相互の調理配送、すなわち親子方式も検討していきたい。これは、昨年9月に教育委員会が発行した「今後の防府市小学校給食の推進について」というリーフレットに記載されているものであります。小学校相互の調理配送、すなわち親子方式も検討していきたい。こういうふうに言っている教育委員会と、親子方式は考えず、あくまで自校方式でいきたいとする市長との間に考え方の食い違いが生じ、さきの議会でこの点を指摘された

こともありまして、現在は両者の間で考え方を調整中ということになっております。

つまり、平成23年度までに、県によって学校栄養職員が配置されている大規模校8校は、民間委託をとりあえずするけれども、それ以降、残りの9校、すなわち牟礼南小、右田小、玉祖小、勝間小、大道小、西浦小、富海小・中、向島小、野島小・中については、今のところ全く不透明ということであります。しかし、残りの9校について、どうするかの選択肢は極めて限られております。

第1は、自校方式を堅持しながら民間委託するというやり方であります。これは、単独市費で、各校に学校栄養職員を配置しなければならなくなりますから、教育委員会自身の負担でも、現在より年間3,700万円前後の支出増になり、コスト削減に逆行することになるわけであります。

第2の選択肢は、親子方式を取り入れて民間委託するやり方であります。これは、9校のうち、どれをとっても距離的に接近した学校はなく、安全でおいしい給食を提供するということでは大変大きな問題を残します。

第3は、これまでどおり自校直営方式を続けるやり方であります。これはしかし、退職者不補充という行革の方針がありますから、これを守る限り、遅かれ早かれ大幅な人員不足に陥る。これは、当局が言っているとおりであります。

こうして見てきますと、残り9校については、どの道を選んだにしても大きな問題を残すこととなります。また、平成23年度までの大規模校とは違った方式をとった場合は、平成23年度以降と23年度以前の2つのグループの間に、さまざまな不平等が生じることにもなるわけであります。

こうして見てきますと、正職員の削減による人件費の削減、すなわちコスト削減という行革の方針と、子どもたちに安全でおいしい給食を提供するという学校給食の理念との間には、どんなに工夫を凝らしても絶対に乗り越えられない根本的矛盾が横たわっているということが明らかになってくるのではないのでしょうか。そして、この矛盾を一番すっきり解決する方法は、退職者を職員の新規採用で補充して、子どもたちからも保護者からも喜ばれている現在の自校直営方式を続けること以外にないのではないのでしょうか。この点についての当局の御見解を伺いたいと思います。

さて、そもそもこの民間委託は、人件費削減によるコスト削減を、いわば唯一最大の理由として挙げてきたわけでありますけれども、当局の試算でも大規模校8校については民間委託することにより若干の、すなわち年間2,400万円程度のコスト削減になるという試算であります。しかし全17校、すべての小学校を視野に入れた場合、さきに述べたように、必ずしも全体ではコスト削減にはならないわけであります。ただし、親子方式

など共同調理場方式をとった場合はこの限りではありません。そのためか、最近の当局の説明資料では、コスト削減論が背景に退いている感があります。

ことし5月付で保護者等に配られた「学校給食の調理業務等一部業務委託はどのように行われるの」という題名のリーフレットでは、「なぜ学校給食の一部を民間に委託するのですか」という問いを設けて、「現在の小学校給食の安心・安全でおいしい給食の提供等、給食の質を保ちながら、民間のノウハウや専門性・柔軟性を取り入れるために、一部業務委託を実施します」、こう答えておるわけであります。

ここには、当初あった財政難解消、コスト削減、こういう論調が完全に消えてしまっており、これは、一体どういうことでしょうか。また、民間のノウハウや専門性・柔軟性とは、一体何でしょうか。そして、現在の市の職員には、これらはないと考えておられるのでしょうか。この点についても、お答えを願いたいと思います。

この質問の最後に、華城小学校と中関小学校の保護者の皆さんから提出された、「防府市の小学校給食をこれまでどおり直営自校方式で継続する要請署名」についてお尋ねいたします。

去る13日、松浦市長と岡田教育長に対して、華城小学校、中関小学校のPTA有志の皆さんが、「防府市教育委員会は名実共に学校教育の一環であり、また、子どもたちに安全でおいしい給食を提供できる現在の直営自校方式を継続していただくよう要請します」、こういう内容の署名を、770筆ほど集めて提出されました。両校の保護者は、合わせて約1,100世帯であります。ですから、1軒で複数署名された御家庭があるとしても、この770筆というのは、大変多くの保護者の意見であることは間違いありません。

教育委員会は、これまであらゆる機会をとらえて保護者への説明をしてきたと、こう言っておりますけれども、これらの署名の大部分が、これらの説明がされた後から集められたそうでありますから、当局の説明に多くの保護者が納得していない。そして、直営自校方式を求めている。当局の説明にもかかわらず求めているということが言えると思うのであります。このことについても、当局の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

質問の2番目は、学校耐震化計画の見直しについてであります。

中国四川省の大地震は、か弱い子どもたちにも多大な犠牲者を出しました。報道によりますと、地震発生時は授業中だったため、校舎の倒壊により、その下敷きになって死亡した児童・生徒はおよそ6,500人以上に上ると言われています。本当に悲惨な状況であります。本来なら最も安心できる施設であるべき学校で勉強中に、いたいけな子どもたちが無残な死に方をします。こんなことは、あってはならないことだと思います。

我が国でも、学校施設の耐震化は切実な問題であり、さきに文部科学省の指導のもとに、

各市町村で、学校耐震化計画が策定されました。我が防府市教育委員会も、昨年11月、耐震化推進計画を策定しました。それによりますと、平成20年度から34年度までの15年間で必要な全施設の耐震化を行うと、こういうふうになっております。しかし、これではあまりに悠長であり、遅いと言わなければなりません。

国会でも今回の中国の教訓から、耐震化工事の補助率を引き上げることなどを内容とした地震防災対策特別措置法の改正案が、与野党の合意で6日に衆議院を通過し、参議院で審議を得て、今国会で成立する見通しになっております。

私がこの質問を準備しているさなかに、今度は我が国で岩手・宮城内陸地震が発生して、多大な犠牲と被害が出ております。まさに事は緊急を要します。

そこで、次の点について伺います。昨年策定された耐震化推進計画は、完了の時期を大幅に早める必要があると考えますがいかがでしょうか。今時点でわかっている国の方針を含めて、お答えを願いたいと思います。

質問の最後に、文化財保護予算について質問いたします。

防府のよさを活かし、歴史と文化のまちづくりを進める上で、市内に多数散在するさまざまな歴史文化遺産を保護・保存し、広く市内外の人々にその意義と価値を知らせることが大切であることは、言うまでもありません。このたび、防府市文化財郷土資料館ができたことは、こうした活動の拠点施設が整備されたということで、大いに期待をしているところであります。

ところで、歴史文化遺産には、その重要度においてさまざまなレベルがありまして、国宝や重文あるいは、国・県・市の指定文化財などのほかに、これらに指定はされていないものの、地域に密着した貴重な文化財も多数存在しております。こうした、いわば土着の文化財は、郷土の歴史を知る上で指定文化財に負けず劣らず、極めて重要だと思えます。

現在、これらの文化財の多くは、各地の郷土史同好会など、地域のボランティアの方々によって保護・保存されております。これら文化財の説明板なども、市による指定文化財の説明板や、あるいは観光協会の案内板を除けば、そのほとんどが、これらボランティアの方々の手によって作成され、設置されております。そのための費用も、これらの方々の自己負担や善意の募金に頼っているのが現状であります。現在、こうした各団体の高齢化も進んでおりまして、今後、負担に耐えられない状態が一層進むことが予想されます。文化財保護のすそ野を狭くしない、狭めないためにも、こうした状況を放置せず、市として早急な対策をとることが求められていると思えます。

そこで、お尋ねいたします。市の文化財保護予算の現状と、こうした地域団体の活動に対する支援はどうなっているのでしょうか。財政面でも、地域団体への支援を強めるべき

だと思いますが、いかがでしょうか。お答え願いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、まず、学校耐震化計画についての御質問にお答えいたします。

中国四川省地震の教訓から、学校施設の耐震化を急ぐべきではないかとの御質問でございます。

学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす学習生活の場であり、地域住民にとっては、学習、文化、スポーツなどに利用される公共施設として、また、災害発生時の応急避難場所として重要な役割を担っております。このような観点から、私のマニフェストにも記載させていただいておりますとおり、学校施設の充実として、小・中学校体育館の建設を施策項目に掲げ、平成17年度から着実に実行しております。

本市では、昭和40年代前半から昭和50年代にかけて、多くの校舎、体育館が建築され、昭和56年の新耐震基準の施工以前に建築された校舎、体育館は、全体の7割近くを占めており、その耐震性の確保が課題となっております。

このような状況を踏まえ、児童・生徒の安全を守り、良好な教育環境の確保を図るとともに、地域住民の安全と安心の確保に資するため、学校施設の耐震化を計画的に進めていく必要があるとの強い思いから、極めて厳しい財政状況下ではありますが、昨年11月に、防府市立学校施設耐震化計画を策定し、本年度から着手して、平成34年度までの15年間で耐震化を進めてまいります。

議員御指摘のとおり、中国四川省大地震において学校の校舎が倒壊し、非常に多数の児童・生徒のとうとい命が失われました。中国とは建物の構造や材質が異なるため単純には比較できませんが、校舎の耐震化の重要性につきましては、十分に認識しているところでございます。

現在、国においては、地震防災対策特別措置法を改正し、耐震化工事の国庫補助率をかさ上げすることなどが検討されておりますが、補助事業の補助率が2分の1から3分の2に、改築事業の補助率が3分の1から2分の1に、かさ上げされる予定と聞いております。昨年策定した耐震化計画では、事業費総額約84億円のうち、国庫補助額は約16億円と見込んでおりましたが、新しい補助率で単純に試算した場合、国庫補助額は約6億円の増額となる約22億円になることが予測されます。現在の耐震化推進計画では、1年間の市負担額は約3億2,000万円であり、今後においても同額を市が負担した場合には、当初

15年の計画期間を2年間短縮し、13年にすることができるものと考えております。

しかし、第2次診断の業務委託の集中や、その診断結果をもとに耐震方法の審査を依頼する社団法人山口県建築設計事務所協会耐震診断等評価委員会に対して、県内の各自治体からの審査依頼が殺到した場合に、短期間での審査業務が可能かどうかなど、財政面以外での諸課題の検討も必要になるものと考えております。

市といたしましても、国の動向を注視しながら、新たな耐震化制度が確定次第、防府市立学校施設耐震化計画の見直しに取り組み、できる限り短い期間で耐震化を推進したいと考えております。また、政府に対しましては、国策として補助率のアップ等、さらなる耐震化の推進に取り組みられるよう、全国市長会等を通じて活動しているところでありまして、耐震化の期間がさらに短縮できるよう努力を傾注してまいりたいと存じます。

御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、文化財保護についての御質問でございます。地域文化財の保護・保存に対する予算措置を厚くすべきではないかとのお尋ねであります。私は防府市の歴史や文化は全国に誇れるすばらしい市民の財産であると考えております。このすばらしい防府市の文化財は、保護することだけにとどまらず、市民の皆様にも知って、活用していただきたいと、昨年平成20年度からは、課の名称も、文化財保護課から文化財課に変更いたしました。旧図書館の建物に事務所も移し、4月4日には防府市文化財郷土資料館をオープンいたしました。展示のみではなく、発掘調査で出土した遺物の復元作業なども見学していただくことができる資料館でございますので、PRに努め、多くの方々に御来館いただきたいと思っております。

また、文化財の説明板や案内板につきましても、平成13年から取り組みました防府市都市サイン基本計画に基づき整備し、市民の皆様や防府市を訪れていただいた観光客の皆様にも、よりわかりやすくしているところでございます。

御質問の平成20年度の予算でございますが、主要な国庫補助事業といたしまして、国指定史跡、萩往還三田尻御茶屋保存修理事業、周防国府跡ほか発掘調査事業、国指定史跡周防国衙跡土地買い上げ事業にかかる経費がございます。次に、国・県・市、それぞれの指定文化財についての保護管理経費のほか、防府市文化財郷土資料館と英雲荘の管理経費などの予算を組んでいるところであります。

お尋ねの地域団体の活動や運営に対する支援につきましては、文化財保護管理経費の中で、郷土研究誌を刊行されている団体や地元少年団による文化財保護活動に対しまして、わずかではございますが補助の予算措置をしているところでございます。

市内各地域には、多様な文化財が存在し、郷土史研究団体の中には極めて活発な保存継

承活動を展開されているところもあり、行政としても敬意と感謝の思いを持っているところでございます。指定、未指定を問わず、各地域の文化財は、それぞれ固有の価値を持っておりますが、市においてすべての文化財の保護・管理を行うには限界があり、地元の方々にも保護活用について、一層の御協力をいただきたいと思いますところでもあります。

各地域の方々の文化財に対する保護や活動については、金銭的な支援だけでなく、情報提供、助言や種々の相談に応じるなどの、市民との協働活動を通じまして、今後も文化財の保護と活用に努めてまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） それでは、まず、学校耐震化の問題について再質問をさせていただきます。

今、国会で、議員提案で改正法案が審議中でありますので、その詳細については、今後、国からもいろいろと、法案が成立した暁にはおりてくるとは思いますが、今のお話だと、国の補助率の上があった分だけ2年間早めると、こういう御答弁でありました。私は、もう少し積極的な取り組みを要望しておきたいと思えます。

と言いますのも、この文部科学省の調査でも、山口県の小・中・高等学校の耐震化率、これは全国47都道府県の中でも最低クラスとなっております。小中学校は44.7%で、ビリから3番目の45位、トップの神奈川県89%の半分、山口県は非常におくれているのです。しかも、その山口県の中でも、防府市はさらにおくれている。これは、県内小学校の耐震化率を調べた資料がありますが、この中で県内22市町のうち、防府市は耐震化率が39.3%で、これはワースト、悪いほうから数えて7番目であります。22のうち7番目に悪い。こういうようにおくれているわけです。

ですから、確かに、年間大変なお金が必要でありますけれども、先ほど市長が答弁されたように、国に対してもっともっと補助を上げろという働きかけも、もちろん重要です。しかし、全国的に見ても、また県内で見ても、おくれているという現状をかんがみて、もう少し、やはり、市独自で防府市の子どもたちは防府市が守るという観点で、さらに早めていただきたい。まあ、私の気持ちから言えば、15年の計画を、早く、半分くらいでやっていただきたいというふうにも思っているわけではありますが、この辺での努力の意向と申しますか、その辺についてどうお考えか、ちょっとお考えだけでもお聞かせいただきたいと思えます。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 教育委員会といたしましては、できるだけ早く耐震化を進

めていかななくてはいけないというふうに思っております。

しかしながら、今、耐震の対象となります床面積が200平方メートル以上、または2階建ての建物につきましては、全棟数が112棟ございます。そのうち、57年以降の棟数でございますが、これは新基準で作ったものでございますが、それが36棟、56年以前の棟数につきましては76棟ほどございます。これは、全体の約68%を占めているところでございます。

したがって、私どもといたしましては、56年以前に建てた建物が大変多いということで、計画的にこれをどのようにしていこうかということ、今、真剣に考えているところでございます。その中で、厳しい財政状況の中でございますが、年間の事業ベースを約6.5億円として計算いたしまして、15年間でこの全棟を耐震化を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） これは要望にとどめておきたいと思いますが、先ほど言いましたように、全国的に見ても、県内でも、非常に低いレベルに、おこなわれているということから、ぜひ可能な限り市独自で早める、1年でも2年でも早める努力をしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

それでは、次に文化財保護について、再質問させていただきます。

本当に防府市は、県内でも随一の歴史文化財を持っているまちでありまして、市長もかねがねいろんな機会にこれらを活かした、歴史と文化を活かしたまちづくりを進めるということをおっしゃられます。そういう点では、市が、行政が、指定文化財を保護あるいは学習していただくだけでなく、本当に、市民の、民間の、こういうものに対する協力、努力、研究、これが本当に大きな力を発揮してくるのだと思っております。

現に、壇上でも言いましたように、市内では他の都市に見られないような、たくさんのそういう自主的なボランティアサークル、研究サークルがありまして、これらの活動は本当に頭の下がる思いがします。

私、牟礼に住んでおりますが、牟礼地区のこういう郷土史サークルは、非常に活発にやっておられまして、本当に個人の努力で、例えば、旧山陽道、浮野からずっと富海に抜ける山陽道の保存などにも、毎年大変な努力をされております。草刈りから、道の整備から、そして、途中、埋もれていた文化財も発見して、それを掘り起こして新たに整備する。これも、全部自分たちのお金と労力でやっておられます。ほとんど、聞きましたら、市から

は一銭も金は出てないそうです。

それだけに限らず、最近では、あるところから道しるべ、石の道標が発見されまして、これもその土地の所有者や関係者の方々が、何とか元に復元しようということで、いろいろ、今、運動しておられます。それは、ただではできません。そういうものも今のところ、市からは一銭の補助も出てない状況であります。金じゃなくて知恵を貸すよというようなお話もありましたけれども、何千万、何億と出せとは言いませんが、こういう地道な努力をされておられる方々に、そしてまた、自分の身銭を切ってやっておられる方々に、市が全くそれはあなたたちでやりなさいよということでは、あまりにちょっとつれないのではなかろうか。ぜひ、幾分かの財政的な面でも支援をしていただきたいと、その努力の方向はできないものかどうか、ぜひ、御答弁を願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） この文化財の予算につきましては、人件費を除きまして、今、1億3,300万円程度、予算措置をしております。その中で、今、おっしゃられているような地域の活動に対する補助金でございますが、まず、郷土研究誌の刊行をされている団体につきましては、本当にわずかでございますけど、1万5,000円ずつを補助している状況でございます。また、地元少年団ということで、文化財保護少年団も、牟礼と国衙にいらっしゃいますので、これにつきましてもわずかではございますが、1万3,500円を補助している状況でございます。

先ほど、市長が答弁いたしましたように、地元の方が大変一生懸命やっということにつきまして、本当に敬意と感謝を持っておるのでございますけれども、我々としてもできるだけ、御支援ができればいいなというふうに思っておりますが、できるだけ考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） そんな、市の財政の根幹を揺るがすような問題ではありませんから、ぜひ、これはもう気持ちですよ。行政とそういう地域の人たちが、本当に一体となって、防府市の文化を守っていきこう、文化財をもっともっと発掘して保護していきこうと、そういう一体となった取り組みが気持ちの上でも一緒に進むように、ぜひ努力していただきたいということを要望して、この質問は終わらせていただきます。

議長（行重 延昭君） 次は、小学校給食の民間委託について。教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 小学校給食の民間委託についてお答えいたします。

まず、全17校に対する方針についてでございますが、今後の小学校給食の調理と一部

業務委託につきましては、平成20年5月23日の教育民生委員会所管事務調査や議員勉強会で御説明いたしましたとおり、平成20年度の第2学期から中関小学校、華城小学校の自校委託方式による給食調理等一部業務委託を開始すること、そして、平成21年度以降に松崎小学校、新田小学校など、学校栄養士が配置されている8校については、順次業務委託する計画であること、また、自校直営方式と比べ、一部業務委託のほうが経費削減効果があることを説明させていただきました。

しかしながら、平成24年度以降の計画につきましては、議員御指摘のように学校栄養士が配置されていないために、自校委託方式では経費削減効果が出ないことから、自校委託方式以外による選択肢も考慮し、親子方式も検討していく必要があることを御説明させていただきました。

今後の具体的な実施方式については、児童数の推移、人口動態、通学区域の弾力的な運用等、さまざまな課題を想定しながら、慎重に検討していかなければならないと考えております。

このため、今後の小学校給食のあり方を検討する過程で検討委員会を立ち上げ、検討の過程を随時公表しながら、平成22年度中には平成24年度以降の計画を明らかにする予定としております。

議員御質問の、平成24年度以降の計画を自校委託方式で実施する場合、削減効果がないこと、また、親子方式では「安全でおいしい給食を提供する」面で矛盾があるとのことですが、親子方式でありましても、文部科学省の定めた基準や関係法令を遵守し、学校給食を提供いたしますので、防府市中学校給食センターで既に実施できていますとおり、真心のこもった給食を温かいまま児童に届けることができると考えており、「安全でおいしい給食を提供する」面で全く矛盾はないと、考えております。

また、新規に市職員を採用し、自校直営方式を継続するのが合理的ではとの御提案ですが、市給食調理員の退職による欠員の補充はしない方針を基本として、安全・安心でおいしい学校給食の提供を第一に検討してまいりましたので、新規に市給食調理員を採用することは、現在のところ考えておりません。

次に、このたび配布されたリーフレットに、財政難解消、コスト削減の見地が消えているのはなぜかとの御質問ですが、行政改革の答申内容等につきましては、市広報等で説明させていただきましたので、今回は保護者の方からの御質問への回答を中心に給食調理等一部業務委託について周知を図ったものでございます。

民間のノウハウや専門性・柔軟性とは、具体的にどのようなことを指すのかという御質問でございますが、一部業務委託をしても学校給食の基本的な流れは変わりませんが、受

託を希望する業者には、病院など、学校給食以外での多様な事業展開から得たノウハウや専門性があり、それを学校給食に活かしていけると考えております。

柔軟性という面では、不測の事態により調理員の不足が生じた場合にも、組織的な労務管理により柔軟にスピーディに対応できることなどが考えられますし、献立により、必要な時間に必要な人材を充てることが可能となることも、メリットとして考えられます。

最後に、保護者等の理解、合意はできているのか、保護者からの自校直営方式を現状どおり継続して欲しいとの署名に対し、どのような見解かとの御質問にお答えいたします。小学校給食の一部業務委託の周知につきましては、今年度に入りましてからも説明用のリーフレットを新たに作成し、防府市PTA連合会会長会議、中関小学校、華城小学校のPTA総会や教職員への説明会、市役所、公民館の窓口でのリーフレットの配布など広報活動に努めております。また、7月には市広報への掲載等も予定しております。説明会に参加された方々には、学校給食調理等一部業務委託に対し、御理解をいただいたものと思っております。

しかしながら、中関小学校、華城小学校保護者から、「現状を維持してほしい」との署名が寄せられていることにつきましては、依然として保護者の中には、小学校給食の一部業務委託に対し不安をお持ちであることを真摯に受けとめさせていただき、今後も引き続き御理解をいただけるよう周知に努めてまいります。

現在、中学校給食をセンター方式で実施しておりますが、これを始める前にも学校給食の質の問題、安心・安全の問題等について、今回と同じように御意見をいただいております。しかし、防府市中学校給食センターの給食に対しましては、年1回、全中学生を対象として給食アンケート調査を実施していますが、昨年度の調査結果では、「普通」または「おいしい」と答えた生徒は、全体の約78%でございました。また、先日は大道中学校の生徒全員から、防府市中学校給食センターの職員及び調理員並びに献立に使われたタマネギ生産者への感謝の手紙が届いたところでございます。

また、同給食センターには県下からたくさんの見学者が訪れられ、給食の試食をしておりますが、試食された約85%の方から、ちょうどよい味つけという評価もいただいております。小学校給食の調理等一部業務委託後も、今まで同様に質の高い学校給食が提供できるよう努力するとともに、保護者の皆様の不安を解消できるよう、小学校給食の運営に真摯に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） それでは、再質問させていただきます。

まず、壇上でも申しましたが、平成23年度以降、いわゆる大規模校でない残った9校について、どういう選択肢があるのか、私、壇上で3つ言いましたが、この点について、今、どういう選択肢があるかを、簡単に、単純に、お答え願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 1点目は、まず、自校委託方式がございます。それからもう1つは先ほどお答えしましたように、親子方式ということも考えられます。その他といたしましては、児童・生徒の人数の動向とか、人口形態を見て、その辺からも考えていかななくてはならないと、今、思っています。したがって、大きく今2つの場合を想定しております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） ここで、ちょっと市長にお伺いしたいのですが、市長は、現在でも自校方式、これを堅持していきたいというふうに思っておられるやに聞いておりますが、もしそうだとすれば、なぜ、自校方式を続けるべきだと考えておられるのか、その理由について簡単にお答え願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は以前から自校方式がよろしいと、こう申しております。それは申すまでもありませんが、やはりその建物の中で調理されたものを子どもが礼儀正しくちょうだいするという、昔からの教育がそこに活かされていくであろうということで、単純に自校方式ということをし上げてきたわけでありまして。同時に、時代の大きな流れの中で、いろいろな選択肢が生じてくることもあろうとは思っています。そこら辺は、先ほど教育次長が答弁をいたしました、検討委員会の中でいろいろな検討をされていくわけでありまして、検討委員会がせっかく立ち上がっておるわけでありまして、その中で慎重に検討していただきたいと、こういうふうに考えております。

なお、申し添えさせていただきますが、中学校給食をセンター方式で実施するときにも、実は、いろいろなことが言われたわけでございます。言われたと同時に、私は平成14年の選挙の折には、大変な誤解まで受けた。松浦が再選すれば、学校給食はなくなるというような、とんでもない話までもが出されたわけでありまして、現実、あれだけの大騒ぎのような感じになったわけでありましてけれども、中学校給食は、しっかり定着をして、そして、多くの方々に支持をされていると。その内容についても、値段が275円でございますから、値段からいたしましても、あの味が食べさせていただけるということは、大変おいしいものだ。私は全中学校を食べて回っておりますし、また、全小学校も食べて回っ

ておりますので、そういう総合的な観点から自校方式が一番望ましい、望ましいのであるが、しかし、時代の流れの中でいろいろな検討は加えられてしかるべきであろうと、このように感じているところであります。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） まさに、今、市長が言われたように、給食は同じ学校の建物の中でつくられて、そして、そこでつくられたものを子どもたちが昔からの礼儀正しいやり方でいただくと、それが一番望ましいと、まさに、そのとおりだと思うんですね。

この市長のお考えに基づいて、いわゆる最初のグループ、大規模校ですね。平成23年度までの2校ずつの大規模校は、この自校方式で、まあ民間委託という問題はありますが、やられるわけですよ。ところが、そのあとの9つの学校については、今、教育次長が言われたように自校委託方式にするのか、あるいは共同調理場方式にするのか、この2つがある。もし、共同調理場方式にされた場合は、前半の大規模校と、それから後半のいわゆる大規模校以外の9校とは、子どもたちに差別が生じますよね。差別という言葉が適切かどうかわかりませんが、自分の学校でできたものがすぐいただける児童・生徒たちと、よそから運ばれてくるものを食べる生徒たちと、2通りの学校ができるわけですよ。

こういう点では、不平等が生じるのではないかと。しかも、防府市教育委員会として、17校のすべての小学校の生徒たちに、同じ共通の理念で学校教育を実施しなければいけないと思うのですが、グループによっては理念が変わってくるのではないですか。その点については、どうお考えでしょうか、次長。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 先ほど申しましたように、今、あらゆる可能性、あらゆる見地から検討していきたいということでございますので、まだこのようにするということは、現段階では決めていません。9校につきまして、自校委託方式とした場合に、私どもは委託する場合に、学校栄養士が配置されていることを基本としておりますので、そのところが、今、考えていく中でネックとなっているわけでございます。したがって、今のは、共同調理場方式もということは視野に入れるということでございますけど、あらゆる角度から、今から検討委員会の中で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） ですから、残り9校については、2つの選択肢しか事実上ないわけですよ。市費の持ち出しになっても、市が独自に学校栄養職員を配置して、市長が言われるような望ましい自校方式を残り9校もやるのか、それとも、そんなに市費を学校

栄養職員の人件費を出せないから、それはやめて、親子方式という共同調理場方式をとるのか。この2つしか事実上ないわけです。それ以外に何かあるようなことを言われましたけど、ありませんよ、だれが考えても。片や自校方式をとった場合は、私も壇上でも申しましたけれども、コスト削減どころかコスト増になるわけです。今よりも金がかかるようになるのです。それから、もう一方の共同調理場方式をとった場合は、コストは下がるけれども、自校方式でやっている子どもたちよりも不利益を受ける。幾ら言われても、よそから運んで来るのとその学校でできたのをすぐいただくのでは、差ができるのはこれは当然ですよ、だれが考えても。そういう不利益ができる。つまり、安全でおいしい給食という点からすれば、親子方式をとった場合は、そういう問題が生じる。どちらも困った状況になるわけです。自校委託方式をとってもコスト増になる。共同調理場つまり親子方式をとったら、今度は安全でおいしい給食が、大規模校の子どもたちに比べたら、食べられなくなる。どちらも困ったものだという状況になるわけです。

ですから、もうこれ、答弁求めませんが、壇上でも言いましたように、なぜこういう状況が出てくるかということ、さきの議会でも、私、言いましたけれど、とにかく、退職者不補充、職員削減、こういう行革の方針が大前提にあって物が進められている、そこに一番の問題があるのです。その退職者不補充という方針にこだわりさえしなければ、自校直営方式で新しい退職者が出た場合は、比較的若い調理員さんを新しく雇用して、それだと人件費は今より安く済みますよ。で、やるほうが安全でおいしい給食、それからコストの面でも、そんなに残り9校に市が独自で栄養職員を採用するほどの支出はなくて済むんです。コストの面でもそのほうが安くつくんです、全17校を全部視野に入れた場合。そして、すべての子どもたちに対する市の学校給食の理念というの、それで完成するわけです。だからそこが、その退職者不補充という行革方針に転がりさえしなければ、問題はすっきり解決するんです。その辺どうですか。どうお考えですか。教育長、どうですか、お考えありましたらお答え願います。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 議員御指摘のお考えも一理ございます。ですが、平成14年からスタートしています市の行政改革の流れにあります我々としましては、やはり最初の申し合わせ事項は尊重していかなくてはならないかと思っております。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 教育長の胸中お察し申し上げます。

それで、ちょっと観点を変えますけれども、先ほどから盛んに言われておりますが、今度の新しい5月にできた保護者に向けての説明のリーフですね。これは、壇上でも言いま

したが、民間業者のノウハウや柔軟性や、何ですか、そういうものを取り入れるために民間委託するんだと。それは、コストの問題はもう、当然の前提として書かなくてもわかっているはずだから書いていないんだと、こういう御説明でしたが、しかしこれは、いまだに多くの保護者の皆さんに聞いても、あまり読んでおられません。それから、わかっておられません。

それから、先ほど言われたようにいろいろなPTA総会とかで説明したと言われておりますけれど、先ほど壇上でも言いましたように、あの署名はその説明会があった後から始まったんですからね。その説明を受けた人たちが、あの署名をしているわけです、大部分は。と聞いています。だから、そういう理屈というのは、私は通らないと思うんです。しかも、民間の専門性ということで、先ほど教育次長は言われましたが、病院とか工場とかの給食も手がけているから、そういう点で専門性もあるし、ノウハウもあるんだと。これはとんでもない話であって、学校給食と病院の給食とを同一に論じられては困ると思うんです。学校給食の一番の中心は、教育の一環だということにあるわけですから、この工場や病院で出す給食と同列に論じられてやられても困るというふうにも思います。

その点について、教育次長いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） まず、4月に出したリーフレットでございますけど、これにつきましては、いろいろ保護者の方から御質問がございましたので、それらの回答を中心に書かせていただきました。私どもとしては、わかりやすく記載したつもりでございますけど、まだまだ記載の方法がもう少しわかりやすくということで、反省しているところでございますけど、この一部委託業務につきましては、その内容をしっかり御説明すれば御理解いただける内容の委託としておりますので、引き続いて説明に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） それから、中学校の共同調理場の給食が大変おいしいという、今、御答弁がありましたけれども、私どもが聞いている範囲では、全体にアンケートを取っておりませんから正確には言えませんが、多くの子どもさんたちが、この県内でも評判のいい、この防府市の小学校の自校直営の給食、これを6年間食べて、そして中学に行って、今度、給食センターの給食を食べると、非常にまずいと言っているお子さんが多いんです、実は。おいしい給食をずっと小学校6年間食べてきていますからね。だから、それに比べると非常にまずいということを言っているお子さんが多い。これはまあ、そん

なのはいないとか、アンケートではおいしいと言っていると。まあ、水かけ論になりますから言いませんけれども、確かにそういう声がたくさんあります。このことは、一つ言っておきたいと思います。

それから、時間が来ましたので最後になりますけれども、いずれにせよ、先ほどから論議していきまして、市当局の学校給食に対する理念や方針、これは一貫性がない。論理的な一貫性がありません。最初の8校の大規模校に対する方針と、あとの9校の大規模校以外の学校に対する給食の方針と、理念も違うし、方針も違う。そして残り9校については、選択肢が2つあると言われたけど、どっちやろうとしてもいずれも壁にぶち当たる。片方は、コストの面で壁にぶち当たる。片方は、安全でおいしい給食を提供するという点で壁にぶち当たる。そういう面では、どちらも問題がある。いわば、私は、そういう点で、今、失礼な言い方かもしれませんが、この当局の学校給食に対する方針は、少し迷走ぎみではないかというふうに、あえて言わせていただきたいと思います。

これは、繰り返しになりますけれども、こういう矛盾をすっきり解決して一番いい方法は、繰り返しますが、やはり今までの自校直営方式を続けること。退職者不補充という行革の方針にこだわらずに、子どもたちのために新しい職員を採用してでも、この方式を続けること。これが一番の、コスト面でも、理念の面でも、一番のよい解決方法だということを重ねて申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（行重 延昭君） 以上で、17番、木村議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は6番、藤本議員。

〔6番 藤本 和久君 登壇〕

6番（藤本 和久君） みどりの会の藤本です。通告に従いまして質問をします。

最初に市民サービスの向上について質問をします。防府市は、社会体育及び社会教育の普及・振興を目的に、学校教育に支障がない範囲内で学校施設を市民に開放しています。まことに結構な事業で、利用している市民は大変喜んでいますが、利用者の多くは多忙な生活をしている人たちで集まりが悪く、本格的な練習ができるのは終了時刻前のわずかな時間しかありません。体育振興の観点からすれば、もう少し体育施設の開放時間を増やしてほしいと思います。

屋外運動場については、照明が地域住民や農業に悪影響が出ることも考えられますので、屋内運動場に限り、終了時刻である21時を延長できないものでしょうか。地球温暖化対策に逆行する提案で心苦しいのですが、そこは知恵を出し合って、カーボンオフセットでクリアしてほしいと思います。当局の御所見を伺います。

最後に道路行政について質問をします。道路に雨水を排出する溝がないために、大雨が降ると屋敷内、敷地内、畑等に雨水が入り、困っている市民がいます。特に道路より低いところは深刻な問題で、早急なる対策が求められています。各地区から改善の要望は出されていると思いますが、その進捗はどうか、また、今後の改善計画はどうか、聞かせてください。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは道路行政についての御質問にお答えいたします。

道路は日常生活、経済活動、防災対応などの動脈として、また、道路側溝は路面排水の機能を担っており、その維持管理につきましては平素から道路パトロール、職員及び地元からの連絡を受け、必要に応じて日々整備・改良・修繕を行っております。

御質問の各地区からの整備要望をいただいている側溝につきましては、市道認定後に住宅等が建設されるなど、地域の状況の変化により道路側溝が必要となった箇所が多く、雨水排水の問題が生じているところでございます。

市といたしましては市道管理上、その整備改善に鋭意努力いたしているところであります。その結果、平成18年度、19年度において26カ所を整備したところでございますが、19年度末では約114カ所が未整備として残っております。今後の改善計画につきましては、新たな改善要望箇所も含め現地確認をし、必要度の高いものから整備を行いたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） ただいま、持ち越しの件数が114件と伺いました。今、年度予算がまずどのくらいあるのか、その、消化するのにどのくらいの年数を要するのか、お答えください。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、残余の事業にどのくらいかかるのか、また、年度予算がどのくらいなのかということにつきまして、御質問に対してお答えいたします。

先ほどの市長の答弁の中にもありましたように、19年度末で114件の要望に対して、まだ未処理の件数を持っております。これにつきまして、延長を把握しておるのが約12キロ弱あるわけでございます。それで、この3年間の大体の側溝の整備延長でございます

が、約、1年間に1キロ程度の整備をやっておるといふことでございます。ですから、単純に新規路線の要望が全くないと仮定いたしましても、11キロを毎年1キロずつ整備をやっていくというような現状でありますので、まだしばらくかかるというように考えております。

年度予算につきましては、1メートル当たりの整備費が約四、五万円程度ですので、側溝に投資しております予算は、年間四、五千万円というのが現状でございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 予算、四、五千万円じゃなくて正確な数字を、最近の年度でいいですから、聞かせてください。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは最近の、19年度の側溝に投資した金額であります、この19年度では3,000万円です。それから、18年度におきまして投資したのが4,545万円。今現在で、今年度投資を予定しておるのが約5,080万円というような数字になっております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 単純計算をしていくと、新規の要望がなかったら、あと十数年間かかるということですね。優先順位をつけながら整備していくということですから、非常に優先度の高いところは早くなると思うんですけども、それにしてもかなり時間を要しておるといふふうに思います。

財政部長にお伺いしますが、この実態は御承知の上での予算付けですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 突然の質問で戸惑っておるんですが、今、18年度が4,500万円、19年度が3,000万円、20年度が5,000万円ということで、維持管理費については安全・安心の観点から、特に18年度についてはかなり予算を多目につけたと記憶しておりますけれど、特に、今、申しました安全・安心の観点からは、必要な、緊急度の高いところからどんどんやっていただきたいということを土木のほうにはお願いしておりますし、これからもやっていただきたいと思っておりますが、そういった観点から、今からのことについては予算配置をしていきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） そうではなくて、13年間も今からかかるというのを承知の上

での予算付けですか、というのを聞いております。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 13年間かかるだろうという、今、土木部長の予想でございますが、その辺については初めて認識いたしました。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） そうだろうと思うんですよね。これ要望というのは、自治会長とか個人等から要望があるわけですけども、今受け付けているのはすべて受け付けておることだろうと思うんですよね。依頼者は当然整備してくれるという思いであるわけですよ、受け付けておるんだから。しかし、待てど暮らせど返答がない。いわゆる依頼者と行政とのキャッチボールが全くできていないと思うんですが、その点についてはどのように認識されていますか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 要望をいただきまして、その中で道路課なりが陳情を受けた場合に、その緊急度なりを判断しまして、優先順位をつけながら整備を進めておるわけでございます。中には、要望については当然自治会の総意であるというようなことで、自治会長さんに対しましてはその陳情を受ける場合に、今後の実施時期なり、要望していく方針なりは伝えておるわけでございますが、今、議員の言われましたとおり、中にはそういうふうに時間がたっても市のほうから何の報告もないというようなことを、いろんなところから聞くような状況になっております。このことにつきましては、何らかの方法をとりながら、地元の方に中間的なもので報告するというような方向を考えていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） ぜひ、よろしくお願いします。

市長へ質問したいんですけども、市長は常々、やらなければならないものはお金をかけてもやると。しかし、やらなくてもいいもの、やったほうがいいものについてはお金をかけない、要は事業をしないということですが、私もそれは大賛成なんですけども。この側溝ですよね。側溝と言っても必要度というのはかなり差があるんですけども、例えば大雨が降ると屋敷内がかん水するといったものの優先度は、市長のこの思いの中でどの程度の高いレベルなのか、低いレベルなのか、どうなんですか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も市内随所で、今、議員が御指摘のような場所が思い浮かぶ

ところがございます。答弁でも申し上げましたが、当時はそこには住宅がなかった。その後、住宅がそこへできたというような、後先のような形の残念なケースがかなり見受けられると思うんですけども、いずれにしても優先度は、私はそういうものは高い、生活の安心と安全の確保の上からも緊急度は高いと、そのように感じております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 安心をしました。緊急度が高いのに13年も待たんにゃいかんという実態もあります。

ちょっと要望したいと思うんですけども、道路に側溝が必要というのは、今の御答弁でも言われましたけども、市道認定についても道路側溝があるのは条件の1つになっていると思います。しかし、その必要性は一様ではありません。先ほど言いましたように家屋の浸水から畑の浸水、それから田んぼの浸水等さまざまだと思います。現在、道路側溝に関しては、要望があれば検討するといった受け身の体制ですけども、そうではなくて、みずから調査をして、道路側溝の必要性のランク付けをしてもらいたいというふうに思います。そして、長期的な整備計画を策定したらどうかというふうに提案したいと思います。

そうすることによって、自治会や個人等から出される要望に対して、その整備計画書をもとに適確に判断をすることができると思います。要望に対して一時的な回答がまずできるというのが利点。それから、ランク付けがきちりできておれば、その場でもって「あなたの要望はランクが非常に低いから、申しわけないができません」と言うこともできると思うんですね。そうすると、そういった整備計画書の元にそういう説明をされると、依頼した人は納得されると思うんです。そういった長期的展望に立った側溝の整備計画というものを、ぜひとも策定してもらいたいということを要望して、この項を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は市民サービスの向上について、教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 学校施設の開放事業の運営についての御質問にお答えいたします。

防府市立学校施設開放事業は、社会体育及び社会教育の普及・振興を目的として、学校教育に支障のない範囲で学校施設を御利用いただくもので、市内各地域で多くの市民が利用され、本市の社会体育、社会教育の普及と振興に大きく寄与している事業であると考えております。この学校施設開放事業のうち屋内運動場につきましては、平日は午後5時から午後9時まで御利用いただいております。

しかし、このことに関し、利用者の多くは多忙な生活をされており、全員がそろっての本格的な練習は利用開始時刻をかなり過ぎてからとなり、十分な練習ができないため、終了時刻を延長できないかとの御要望ですが、教育委員会といたしましては、今回の御指摘

を機会に、利用時間のみならず、利用形態を含め全市的に利用者のニーズを調査し、また、議員が懸念されておられる地球温暖化問題や、学校によっては住宅に隣接した施設もあることなど、地域の実情も踏まえ、総合的に検討してまいりたいと存じますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 前向きな答弁と理解してよろしいのか。検討して、9時では遅いから8時にするとか、ということはないようお願いしたいと思います。

前向きなことをやられるということで、ちょっと、もっと前向きになるための質問をさせていただきたいと思います。防府市の文化施設の終了時刻。公会堂、アスピラート、文化福社会館、公民館等がありますが、これは何時ですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） ちょっと、すみません。資料を持っておりません。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） これは22時なんです。体育館、それから武道館がありますね。これは9時なんです。文化施設は10時、体育施設は9時。これはどういう設定の、基準の元に、この差をつけられているんですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 私の個人的な考えですけど、文化施設であればあまり音も出ないということじゃないかなと思ひまして、体育施設であれば、やはり音とかが出るんじゃないかなというふうに思っております。はっきりしたことはわかりません。

申しわけございません。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） ぜひとも、もし変えるのであれば、明確な基準を示してもらいたいものと思います。ないのであれば、22時に両方すべきだというふうに提案をしておきたいと思います。

他市の紹介をしたいと思います。通告していますので、多分調べられたとは思いますが、21時30分というのが那覇市、狭山市ですね。インターネットで調べましたので全部調べていないんですが、ちょっと調べただけでこれくらいありました。それから22時が、碧南市、宜野湾市。岩国市も、一部かどうかわかりませんが22時になっています。

体育振興の観点から、ぜひとも22時ぐらいにさせていただきたいということを要望して

終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、6番、藤本議員の質問を終わります。

ここで15分間、14時35分まで休憩をいたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時36分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

うっとうしい時期でございますので、上着をとられても結構でございますので、どうぞ御自由におとりください。

次は13番、大村議員。

〔13番 大村 崇治君 登壇〕

13番（大村 崇治君） お疲れのところ恐縮です。14日、東北地方で起きた岩手・宮城内陸地震により犠牲になられた方、被害に遭われました方々に、心からお悔やみ、お見舞い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、戦没者慰霊祭のあり方についてであります。さきの大戦から62年を経過しました。海外の戦場で戦没された方々は、軍人・軍属で約210万人。そして、戦いに巻き込まれ犠牲になった一般人約30万人。あわせて約240万人と言われております。私も遺児の1人で、2歳のとき父は満州で戦死しました。国のためとうとい命を犠牲にされた戦没者を慰霊追悼し、恒久平和を願い、悲惨な戦争は二度と繰り返されないよう願うのは国民共通の思いであります。国のため、家族の幸せを願い犠牲となり、残された父、母、妻や子ども、兄弟である遺族にとりまして、戦没者をまつる靖国神社は心のよりどころでありました。

靖国神社は、幕末の明治維新の先駆けとなった志士たちや、戊辰の役、西南の役などの戦いで、近代国家建設のため多くの同志のとうとい命が失われた人々の名を後世に伝え、その御霊を慰めるため、明治天皇が明治2年、九段に招魂社を創建、明治12年、靖国神社と改められ、のちの日清・日露戦争、満州・支那事变、第2次世界大戦で国家のため一命をささげられた軍人・軍属、学徒動員、文官民など、24万6,000余柱の御霊をおまつりされています。

このように、靖国神社は、さきの大戦の終戦までは、国を挙げて戦没者を慰霊する施設として問題はありませんでした。戦後、占領軍政策により靖国神社は宗教法人として発足、昭和21年、新憲法により政教分離の原則のもと、国は宗教法人である靖国神社の慰霊行

事にかかわることが困難となりました。

海外からの復員による遺骨の持ち帰りや厚生省の遺骨収集などにより、仮安置所が増加し、遺族会、宗教連盟など諸団体の賛同のもと、政府、民間によるお墓の建設機運が高まり、昭和28年、吉田内閣において、御遺族に渡すことのできないお墓を建設することになり、昭和34年、戦没者に対する御心痛が深い昭和天皇御臨席のもと拝礼式が行われ、ここに千鳥ヶ淵戦没者墓苑が建設されたのであります。約35万柱が納骨されており、毎年、今上天皇をはじめ各皇族方も御拝礼されております。

この場所決定には紆余曲折があり、全国から九段に来る方々の利便性や、皇居に近いこと、千鳥ヶ淵の水や緑が豊かであることから、宮内庁の一角に建設されたものです。ただ、諸般の事情により、無名戦士の墓的な性格付けには至っておりません。

昭和38年以降、毎年8月15日の終戦記念日には、天皇皇后両陛下御臨席のもと、政府主催戦没者追悼式が日本武道館において行われています。昭和57年4月の閣議決定により、さきの大戦における全戦没者に対し、国を挙げて追悼の誠をささげるため、8月15日を戦没者を追悼し平和を祈念する日と定め、今日に至っております。

そこで、市主催による慰霊祭の実施についてお尋ねいたします。

全国でも多くの自治体が市主催による式典を実施しています。県内においては13市のうち8市が、市主催による無宗教献花方式で戦没者追悼式を行っています。防府市では戦没者を慰霊する招魂祭が毎年5月、市公会堂において、防府市護国神社奉賛会主催、自治会連合会、連合遺族会後援のもと、今日まで恒例的に行われています。

こうしたことから平成6年9月議会で、故大谷議員及び故種田勇議員が、政教分離のもと、宗教色のない献花方式により市主催ですべきと主張されており、平成7年8月、戦後50周年を節目とし、市主催による献花方式で行われましたが、以降、実施されておりません。平成13年3月議会でも、木村議員が、憲法第20条に抵触することから、やはり同様、市による無宗教献花方式ですべしとの問いに、市長は、関係団体と協議し、対応したいと答弁されております。

防府市における遺族会の現状は、父、母、妻であるA会員が174名、子ども、兄弟姉妹であるB会員が774名でございます。平成15年度1,051名が、平成18年度948名と激減しており、特にA会員の平均年齢は85歳から95歳、B会員でも70歳を超えており、高齢化や亡くなられたり、世代継承や財源確保など、会運営は深刻な問題であり、まさに大きな変革期を迎えようとしております。

長い間英霊顕彰に御尽力されています護国神社奉賛会にも、同じようなことが言えると思います。ことしの招魂祭参列者は500名と聞いております。

こうした状況に立ち入るとき、今こそ市主催による戦没者慰霊祭を実施されるべきであります。御当局の御所見をお伺いいたします。

次に地域防災計画についてであります。地球温暖化が進み、世界各地で未曾有の大災害が起きており、ミャンマーサイクロンや中国・四川大地震では多くの犠牲者が出ています。また、今回の岩手・宮城内陸地震は、その怖さをまざまざと知らされました。山口県も10日に梅雨入りし、大雨や台風などの風水害の発生シーズンを迎えました。市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害対策基本法により、市町村の責務として地域防災計画を作成し、各分野にわたり災害予防及びその実施責任や義務づけがされております。そこで、地域防災計画について3点お尋ねいたします。

まず1点目、自主防災組織の取り組みについて。市におきましても重点分野に対する取り組みの強化として、平成18年4月、防災対策室が設置され、大規模災害の発生に備え、各地域における自主防災組織の結成に向けての啓発に鋭意努力されています。私が住む新橋地区は昭和26年7月の集中豪雨により、佐波川、上右田右岸堤防の決壊時、新橋上流樋門堤防に亀裂が生じ、決壊寸前であった姿を目の前で体験いたしております。

こうしたことから平成18年11月、佐波川はんらんを予測した連絡体制を主とした、各班別の世帯名簿、住宅地図を作成し、自治会規約も改正いたし、平成20年3月5日、自主防災組織認定書をいただきました。

こうした中、平成19年度、国土交通省山口河川国道事務所において、洪水等に関する防災情報体制の見直しが行われ、佐波川新橋橋脚に洪水の危険度が一目でわかる白・黄・赤で識別した量水板が設けられ、また、水位情報など専門用語の改善も図られ、非常にわかりやすくなりました。

しかし、自主防災組織作成の段階で、佐波川での避難勧告が出たとき、佐波川地区の避難場所はハザードマップでは浸水区域となっており、どこに避難するのかという問題が生じ、市のほうへ照会いたしておりますが、いまだ目安となる避難場所の回答をいただいております。新橋自治会では、佐波川の避難判断資料をいただき、地区民には周知し、避難場所は改めて指示することといたしております。

そこでお尋ねしますが、現在、自主防災組織が市内何地区において結成されていますか。そのうち佐波川流域直近の地域は何カ所で、どこの地区でございましょうか。また、先ほど触れました国土交通省が昨年の出水期から実施した、「洪水等に関する防災情報体制の見直し」を受け、防災会議や市広報などでの啓発はされたのか、御当局の御所見をお伺いいたします。

2点目、災害形態に応じた避難場所の設置について。

平成11年9月、市において防府市佐波川洪水避難地図（ハザードマップ）が出され、市民にかなりの衝撃を与えました。それによると、避難場所として佐波地区ではデザインプラザHOFU、サンライフ防府がありますが、地域防災計画による避難場所には掲載されていません。佐波川全域に係るそれぞれの避難場所についても矛盾を感じてなりません。これとの整合性について、また、避難場所の指定について、災害形態に応じ、地域の関係者、防災関係者と協議され、改善されるべきであり、当局の御所見をお伺いいたします。

3点目、災害用備蓄庫について。災害救助法第49条には、防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務づけがされています。我が市の地域防災計画における食料の確保及び生活必需品の確保では、乾パン等の応急食料や毛布、下着、卓上コンロ、主務医薬品など、より迅速な救助を実施できるよう、備蓄及び調達体制の整備に努めるとあります。申すまでもなく、これは販売業者からの購入、あるいは炊き出しに供給できるまでの緊急的、一時的なものでございます。

また、大規模災害時における生活必需品等の供給体制として、他県、他市からの災害救援物資などの一時保管場所として、防府スポーツセンターが集積地及び運送拠点となっております。

新体育館建設に当たり、私や議員の多くが、備蓄庫などの必要性について教育民生委員会などでも要望してまいりました。特に昨年9月議会一般質問で、藤本議員が災害関連で質問され、その中で避難場所については、隣接の武道館に加え指定する方向で検討してまいりたい、現スポーツセンター体育館は大規模災害の際、災害救援物資などの集積地及び輸送拠点として位置づけており、現時点では新体育館につきましても現行と同じように考えておりますと市長が答弁されています。

また、防災のあるべき姿、機能として、食料の備蓄についてただしたところ、総務部長が、たとえ新体育館が避難場所になりましても、食料については外から搬入という形をとりたいと答弁し、最後は市長の英断に頼るしかないということで、藤本議員の質問は終わっております。

そこで、お尋ねします。食料備蓄品及び生活必需品の備蓄庫はどこにあり、その品種別はどうなのか。いま一つ、我が国でも震災に備え、多くの市で備蓄庫の整備が図られ、体育館を市内最大の避難場所とし、利便性、効率かつ効果的なことから備蓄・保管場所として、災害救援物資などの集積地及び輸送拠点とされています。

こうした背景や、議員の建設的な意見をよそに新体育館は既に入札され、今議会に契約議案が提出されようとしております。今後、50年近く使用する中で、将来にわたり防府市防災対策に汚点を残すこととなります。

なぜ備蓄庫を設置されないのか、その理由を市民や議会に明確にされるべきであり、市長の御所見を求め、壇上での質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは地域防災計画についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の自主防災組織の取り組みについてのお尋ねでございますが、現在、市内で自主防災組織を結成された地区は57地区で、そのうち佐波川流域直近の地区は、久兼、鈴屋、人丸、日の本一、居合、七尾、迫戸、新橋、泥江、西開作の10地区でございます。

次に、平成19年度に国土交通省山口河川国道事務所が実施しました、「洪水等に関する防災情報体制の見直し」について、防災会議が開催されたのか、また、市広報などの啓発を行ったのかとの御質問でございますが、この見直しは、これまであったメートル表示の水位に加え、洪水の危険度を橋げたに色分けし、一見して水位がわかるようにしたものでありまして、平成19年9月に河川管理者である国土交通省が各報道機関に情報を提供され、新聞等で市民に周知されていますが、改めて市広報とホームページに掲載するとともに、本年度開催予定の防災会議で、地域防災計画の登載について考えたいと思っております。

2点目の災害形態に応じた避難場所の設置についての御質問でございますが、平成11年度に作成し、各世帯に配布いたしました防府市佐波川洪水避難地図（ハザードマップ）は、佐波川が未曾有の大雨によって増水し、最も大きな被害が発生すると予想される箇所が決壊した場合を想定し、作成したものでありまして、地域防災計画に示していないデザインプラザHOFUとサンライフ防府も避難所になり得るとして、掲載したものでございます。

この点で防災計画とハザードマップの避難場所の整合性がとれていないとの御指摘でございますが、佐波川全域の避難場所の指定見直しにつきましては、国が平成14年3月に浸水想定区域図を作成しておりますので、これを基本といたしまして、地域の関係者の方々や防災関係者と調整しながら災害形態に応じた避難場所を検討し、避難指示等ができる体制にしておきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目の災害用備蓄庫についての御質問でございます。まず、食料備蓄品や生活必需品につきましては、お湯や水を注ぐことで非常食になるアルファ米2,000食、6リットル用非常用飲料水袋7,000枚、懐中電灯760本などを、高架下の資材備蓄庫の2階部分に安全に保管しております。

なお、大規模な災害時の飲食料の必要供給量につきましては、賞味期限等を考慮します

と、大量に備蓄しておくことは経済的にも不合理でございます。したがって、先日の6月6日、市内に大型店舗を置かれます株式会社丸久のアルク牟礼店、防府店、三田尻店、中関店の4店舗と、株式会社イズミゆめタウン防府店、及びマックスバリュ西日本株式会社の防府西店、新田店、防府東店、ザ・ビッグ防府店の4店舗と、株式会社マイカル防府サティ、合わせて4事業所10店舗と、災害が発生したときに必要な食料などの物資提供をお願いする防災協力協定を結んだところでございます。この防災協力協定は、県内の他市でも締結されているところもありますが、このように多くの事業所・店舗と締結するのは防府市が初めてとなります。

御指摘の新体育館の災害用備蓄庫につきましては、平成19年9月議会の一般質問でも答弁いたしておりますように、大規模災害の際には、他県、他市町村からの災害救援物資等の一時保管場所、集積地並びに輸送拠点として位置づけをしております。

したがって、新体育館への備蓄庫の設置につきましては予定しておりませんので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

残余の御質問につきましては、健康福祉部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） それぞれの答弁をお聞きしまして、納得できました。ただし、いろいろと問題点を指摘させていただいておきます。

まず、自主防災組織は非常にいいことだと思います。ただ、一番気になるのが、このたびの地震でも、宮城地震の場合、予測されなかった震源地、予測されないところにも及んでおるわけですね。昨日、テレビを見ましたけど、上から大原湖の断層も若干あるわけです。そうしたとき、あってはいけなんでしょうけど、佐波川ダムがいつそういう事態になるかも、やはり最善の策はとらなければいけないと思います。

そこで、壇上でも言いましたけど、私ども新橋は非常に佐波川に対してものすごく敏感な気持ちを持っております。ここにおられます横田さんも先ほどいろいろと話しましたが、あちらのほうで切れたら、きれいに、皆どこへ避難すればいいかさっぱりわからんと。やはり、今のハザードマップ図の避難場所でも、私は問題があると思うんです。

例えば、小野でも、あれは人丸のサイクリングターミナルに避難場所が書いてありますね。真尾からあそこへ、まあ、それはマイクロバスで先に行けばいいと言えばそうでしょうけど。近いところだったら、老人ホームの、あれは高砂ですかね。それは突き詰めたらきりがないですよ。あそこは山地災害やら何やらあったらどうするかと。

しかし目安としては、まず行くところというのは、さっき申しましたように、市長も申されましたけど、一番いいのは地域防災計画に載せるのではなく、毎年6月、9月に、避

難場所が一覧表になっていますね、そうした中に先ほど申しましたように災害別の、高潮の場合は、例えば皆さんもう既に知っておったように、向島の公民館、高潮であそこへ避難して、沈むところへ避難するようなもん。まあ、何か聞きますと、マイクロバスで前もって体育館のほうに輸送されるとか、そういうことでいいんですけど、皆さん、市民のどれもがわかりやすいように注釈、米印でも×印でもいいですけど、高潮のときはこの避難場所のうちここが適当な場所ですとか、そういう親切味があったら、非常に市民は安心ができるんじゃないかということを申しておるわけでございます。

それから、国土交通省のあれは非常に、私は新橋の近くですから、あの色分けはものすごくわかりやすいわけです。総務部長やら消防長やら、あまり詳しく知っちゃわないと思うから、それは御無礼な話ですけど、ちょっと一応言っておきます。

今回新設された避難判断水位というのは、4メートル20センチですよ。これの表現も、元は特別警戒水位でしたが避難判断水位と。それから危険判断注意水位という、元危険水位が4メートル60センチ。今の4メートル20センチの避難判断水位というのは、市町村が避難勧告をする発令の判断目安として、住民に知らせる参考水位ということですから、4メートル20センチから1時間後に、今度はまさに危険水位に達するというところでございます。そういうふうにわかりやすくなっていますね。そういうことやらをいち早く、先ほど市長が言われましたけど、緊急に、早急に防災会議を開いて、そういうふうにされるということですから結構です。

それから、地域限定洪水情報の発信とあります。これは特に県道三田尻港徳地線人丸地区の10世帯に対して、あそこは特に低いから、水位がある程度高くなったら全部交通どめされて、もうそこは閉鎖域になると、そういうことも今度の情報発信の中に組み込まれております。そうしたことを、今申しました直近の住民には、やはりいち早く知らせるべきと、私は思うのでございますから、ぜひともそのようにお願いしておきます。

それから、災害形態の避難場所でございますけど。申しますように、自主防災をつくりなさい、そして、避難場所を日ごろから決めておきましょう、そういう呼びかけを特集号でされておりますけど、今申しましたように、まさに近い話で、佐波川地域においてはそういう重大な避難場所の問題がありますから、早急に考えていただきたい。

例えば迫戸の白坂あたりが切れたときは、どこへ行くかと。天神山に上がればいいと言っても、あそこは急傾斜地で、これまた危ないところです。やはり皆が共通で、そういうとき一つの目安としてデザインプラザ、サンライフ防府、それならそれでいいんですが、やはりそういう目安がないと住民は混乱するので、そういうことで、特に災害形態別に避難場所を市民にわかりやすく、今度は併記していただきたい。そういうことを要望してお

きます。

それから、災害用備蓄でございますけど、壇上で申しましたように、防災物資備蓄庫というのはやはり義務づけされておりますよね。それで、水防倉庫というのは全く食料備蓄とか生活必需品の倉庫じゃないでしょうが。資料編を見てごらんなさいよ。あくまで防災物資、施設、資機材、いわゆる水防倉庫、水防用器具となっている。あの中に、フルコンヤラ、鉄線やら、くいやら、ブルーシート、スコップ、ツルハシやら、ハンマー、掛矢、それと食べ物を一緒に置いておって、ネズミがおったり、ゴキブリがおったり、そんなので本当に衛生管理上いいんですか。防災会議には健康福祉センターの人たちもいるけど、こんなので許すんですか、本当に。私が言いたいのはそこなんです。

私らが現職のときも、備蓄倉庫というのは非常に欲しかったんです。だから、転々としていたと思うんですよ、文福へ行ったり。そういうことを何でこの際、そんなにお金がかかるわけじゃないんですよ。何でそんなのをやれなかったかというのは、私は非常に残念に思えてならないんです。

市長が先ほど答弁されましたけど、救援物資の集積庫とか輸送基地とか言われましたけど、近隣との防災協定といいますか、援助協定といいますか、そういうことが当然されている。だから今、問題があったら、うちに非常災害が起きたときには、よそから応援で物資が来るばかり。じゃあ逆に、隣の山口とか周南のほうで緊急災害が起きたとき、防府は何もないということですね、あちらに貸してあげたり、貸与するというのは。私は、そういうことで本当に防災というのはいいかということ、うちはもらう一方だからいいとか、そういうもんじゃないと思うんです。

それから備蓄関係で、私も知っております。つい1週間前ですか、スーパーあたりと協定されたという、これは非常にいいことです。だけど、防災計画にも何にも載っておるのは、緊急時一時的なものとして必要なものは備蓄しなさいと。防災特集号でも、常日ごろから、今おっしゃいましたようなものというのは備えつけなさいよと。言う一方じゃなしに、同等のものというのは、市は当然に備蓄する義務があるんじゃないかと私は思うんです。

だからその辺、今、食料は水防倉庫と言われましたけど、じゃあ生活必需品はどこにあるんですか。ちょっと総務部長に聞いてみますけど。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 食料といいますか、アルファ米を、今現在2,000食備蓄をいたしております。これは、今までも申し上げていますように、最終的には5,000食は確保したいということで、5,000食までは非常食は確保いたします。それと、水

道局にもお願いいたしておりますように、水の確保、これは常にしております。

そこで、御質問の生活必需品、これにつきましては、残念ながら今現在、備蓄はいたしておりません。そうしたときに、先ほど協定書で、市内の大型店舗ということで協定をさせていただいたのは、そういった生活物資の供給も可能であるということ踏まえた上で市内の大型店舗と協定をさせていただいたということで、備蓄ですから、どのくらいあれば一番大丈夫かというのも、またなかなか難しい話でございますけど、当面はそういった協定を結ぶことによって、ある程度の数量は確保できるというふうに考えておりますので、当面それでしのぎたいということ、今考えておるところでございます。

備蓄につきましては、こういったものの備蓄が必要かということも含めて、また防災会議の中で皆様の御意見をお伺いして、できることがあるならやってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） 私が聞いたのは、基本的な防災の知識というか、もう欠落しとると言うことを言うのです。

もう完全に、いいですか、災害救助法に、それぞれ市町村は備蓄しなさいと義務づけされている。地域防災計画も、備蓄もし、管理も整備しなさいとうたっている。うちの場合、防災の資料を見てごらんよ、備蓄庫というのは何もないですよ。それで、今あなたがおっしゃるのは、水防倉庫にあると。そういうことで防災というのはいいのかということです。何ばあればいいとか、それはどこの市だってそれはない。とにかく緊急に急ぐものというのは、やはり今申しましたように、防災特集号にも、ああいう、列記されている。じゃあ市民から言えば、「ちょっとすまんけど、あればくださいよ」と言ったらどうするんですか。市がそしたら、どこかスーパーへ買いに行き渡すんですか。私は、そういうことがいいかということです。やはりきちんと整備するものはするのが義務じゃないかと、それを言っているんですよ。

だから何で、せっかく、議員の方たちはほとんど体育館の関係で、先進市を視察されております。そういうところだと、ほとんどそういうところ、準備しております。ここはいいですけど、近畿、いわゆる阪神・大阪の大震災のあの地域というのは、こんなもんじゃないですよ、本当。もう万全な防災体制をしていますから。やはりそういうものというのは、残念ながら私ども、教民でも言ったけど、あのとき恵藤さんが参事だったから、あのとき我々が言うたことは、持ち帰ってこういうものを会議されたんですか。ちょっと。
（笑声）

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 御指摘の備蓄倉庫でございますが、確かにそういった、今まで議会でもお話があったところでございます。そうした中で、備蓄場所にはいわゆる1カ所に集中してやる分と分散型、各地域ですね、そういったものがあるかと思えますから。

御指摘の件につきましては、武道館あるいは新体育館、それから各地区の公民館、今後スペース等が確保できれば、そういった考え方も持った上で検討してみたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） それは、優秀な答弁には全然なってないです。

どこの都市でも、例えば新しい体育館に備蓄庫ができていたって、まちなかやら小野の辺の人があそこまで取りに行くというのは大変なんです。だからほとんど各市は、備蓄倉庫というのは最低でも4カ所とか、まちなかとかいろんなところへ分散しています。そういうことは、水防倉庫でもいい例がいろいろ消防署なんか、各出張所や公民館に、あの表に載っているじゃないですか。

じゃあ何で、あなたが今言われた、今後あちこちとか言うけど、そうじゃなしに、そんなのは当たり前のことだから、何でそういうことを。私はですね、元市役所におったけど、ここへおって、ほとんどの職員が、せっかくそういうことがあれば欲しいというような思いは、気持ちは同じだろうと思うんですよね。まことに残念でなりませんですよ。

私は、会議室を割いてでも、そのぐらいの構えをするぐらいの気持ちがあるところかなければ、ちょっと恥ずかしい話だろうと思うんです。私はいいですけど、藤本議員あたりはどう思うちょっとか知らんけど。（笑声）まあ、いいんですけどね。

そのぐらい真剣に、防災というのを真剣に取り組んでいただきたい。本当ですよ。水防倉庫に食べ物を一緒に置いておっては、不穏当な言葉だから私は言いませんけど、何と何を一緒にしちよるとか、そういうもんじゃありませんか。本当、しっかり考えて、改善していただくよう、要望してこの項を終わります。

議長（行重 延昭君） 何かありますか。

総務部長（浅田 道生君） 一言いいですか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 貴重な御意見をいただきました。確かに、今までそういった面に配慮がなかったということは事実でございます。おっしゃるとおりであります。

近年、今、御紹介がありましたように、近いところでも災害があったわけでございます

から、いつ災害というのは起こるかもわかりません。そういったことを踏まえて、今後はできるところからそういったことに配慮していきたいというふうに考えておりますので、今後、御意見がございましたら、よろしくお願いをいたしたいと思います。

終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、戦没者慰霊祭のあり方について。健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 市主催による慰霊祭の実施についての御質問にお答えいたします。

市主催での戦没者及び戦没殉難者の慰霊追悼式典行事は、平成7年8月に終戦後50周年という節目に行って以来、実施いたしておりません。現状は、毎年民間団体により5月に招魂祭を挙行されておられるところでございます。

議員のおっしゃいますように、県内で市主催の慰霊追悼式を毎年行っている市もでございますので、関係諸団体等の理解と協力を求め、多くの方々に参加していただけますよう、無宗教献花方式等で実施できるか、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） ありがとうございます。

最後にちょっと市長に確認したいんですが、御存じのように、今まで、市主催でやるべきという声は壇上でも御紹介しましたように、ありましたけど、諸団体など、いろんな歴史的な背景もあって難しかったということは、皆が認識しておるところでございます。そうした中で、現在の招魂祭開催に当たっての寄附行為とか会運営経費のあり方、会場、従事職員の立場とか、公人出席、祭文など、掘り下げて申しませんが、非常に厳しい状況下であると言えます。

そうしたことから、市や護国神社奉賛会がどうこういう問題ではなくして、本来市が行うべきことを十分認識されて、ぜひともそういう方向で進んでいただきたいと。

そういうことで、市長、イエスかノーかで結構ですけど、一言お願いしたい。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も遺族の1人でございますので、お気持ちは、議員と同じ気持ちではないかと、こんなふうに思っているんですけども、今までのやり方でやってきた中には、関係団体の方々の大変な御努力と御心痛と御協力があってのことで、今日までできてきているわけであります。

したがって、これからのことにつきましては、まずはその関係団体の方々のお気持ちが奈辺にあるか、よくその辺をしんしゃくしながら、市としての対応を定めていくべ

きことではなかろうかなと、こんなふうに私は思っております。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） ありがとうございます。

ぜひとも市主催による全戦没者を追悼し、世界恒久平和を祈念するための戦没者慰霊祭を行っていただきたいと。今日の日本の平和と繁栄は、戦没者のとうとい犠牲のもとに築かれたもので、公務扶助料と戦没者遺族の処遇は、受給者の高齢化等もございまして、引き続き、国家補償の理念に基づき改善へ向けての御支援と、市連合遺族会への助成についても、引き続き御理解を賜りますことを要望いたして、質問を終わります。

ありがとうございます。

議長（行重 延昭君） 以上で、13番、大村議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、2番、高砂議員。

〔2番 高砂 朋子君 登壇〕

2番（高砂 朋子君） 公明党の高砂でございます。本日最後の登壇となりました。皆様におかれましては、大変お疲れのこととは存じますが、最後まで、よろしく願いをいたします。

まず、子どもたちのアレルギー疾患への対応について質問をいたします。

私たちを取り巻く、さまざまな環境や食生活の変化などにより、アトピー性皮膚炎、気管支喘息、花粉症など、アレルギー性疾患は年々増え続け、3人に1人が何らかのアレルギーを持っているとされております。

文部科学省が昨年4月に公表した、アレルギー疾患に関する調査・研究報告書によると、公立の小・中・高校の児童・生徒のアレルギー疾患の有病率は、気管支喘息が5.7%、アトピー性皮膚炎が5.5%、アレルギー性鼻炎は9.2%、アレルギー性結膜炎3.5%、食物アレルギーは2.6%などと高い数値を示しており、各学校にアレルギーで苦しむ子どもたちが多くいることを示しております。

このような背景下、アレルギー疾患に悩む子どもたちの心身の健康を守り、安心・安全を確保するために、学校として何ができるか、しなければならないか、という点から質問をさせていただきます。

1点目、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の取り扱いについて。

文部科学省が監修し、財団法人日本学校保健協会が発行した、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが、全国の小・中学校などに今年度より順次配布されております。同ガイドラインは、これまで学校によって、大きな格差のあったアレルギー疾患

のある児童・生徒に対して、具体的に対応指針をまとめたもので、すべての児童・生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境の整備が目的とされています。

そこでお尋ねいたします。我が市教育委員会としては、今後このガイドラインに沿って、どのように取り組みを進めていかれるのか、実践に向けての流れをお聞かせください。

2点目、学校における健康面での対応について。

ガイドラインには、個々のさまざまな症状への対応が記されております。ここでは主に以下3点について、現状と今後の取り組みについてお聞かせいただきたいと思っております。

アトピー性皮膚炎の子ども達への良好なスキンケアの方法について。

アトピー性皮膚炎は、我が国の子どもたちがかかる慢性疾患の中では、有病率が高く、最も困っている子どもたちが多いのではないかとされているため、今回取り上げました。その症状は放置していても自然に治る軽症から、命にかかわる最重症まで幅があり、汗、汚れ、ストレスや食事などの影響を受ける疾患です。治療はスキンケア、薬物療法、悪化因子への対策と言われています。症状が重症であればあるほど、学校での取り組みを進める必要があります。中でも体育後など発汗した後の十分なスキンケアと薬の塗布が必要になってきます。

そこで、学校への温水シャワーの設置が効果的と言われておりますし、保健室等で安心して体をふいたり、薬を塗ったりできる環境づくりが必要になってきますが、対応についてお聞かせください。

喘息の子ども達への対応について。

気管支喘息はダニやほこり、カビ、動物の毛やフケなどのアレルゲンと、天候、風邪やインフルエンザなどの感染症、煙やにおいなどの原因により、軽いせきからゼイゼイ、ヒューヒューとなる喘鳴、呼吸困難になるなど多彩で、重症な発作の場合は死に至ることもあると言われております。

それぞれの発作に治療薬の吸入や内服、重篤な場合は緊急搬送もあり得るでしょう。また、運動や掃除といった、学校内の生活上での配慮など、それぞれの適切な対応が必要になると思います。

現在はどのように対応していらっしゃるのか、今後の取り組みがあればお聞かせください。

食物アレルギーによるアナフィラキシーの対応について。

最近食べ物が原因となって起こる、食物アレルギーが増えています。中でも心配されているのがアナフィラキシーで、これはじんま疹や腹痛嘔吐、呼吸困難などの症状が複数同時に、かつ急激に出た状態を指し、特に血圧低下や虚脱、顔面蒼白、全身発汗など、直ち

に対応しないと命にかかわる状態になると、アナフィラキシーショックと呼んで、小・中学校とも0.15%と少ないのですけれども、事が事だけに対応の重要性を訴えています。

そこで、対応はどのようになっているのかお聞かせください。

3点目です。児童・生徒のアレルギー対応給食について。

厚生労働省は、平成8年から免疫、アレルギー等、研究事業を開始し、食物アレルギーの予防に関する研究が進みました。食物アレルギーの管理において、食品から原因アレルゲンの除去、あるいはアレルゲン活性の低減化が原則とされ、平成14年度には食品衛生法が改正。アレルギーを起こす物質を含む食品の表示が義務化されました。原因となる食物を摂取しないことが唯一の治療法であり、予防法です。

給食の目的は、児童・生徒が必要な栄養をとることに加え、食の大切さや、食事の楽しさを学ぶことです。このことは、食物アレルギーを持つ児童・生徒にとっても同様ですので、その視点に立ってのアレルギー対応給食は、児童・生徒それぞれの症状において、最新の注意を払っての対応が重要になります。

そこで現在、小・中学校において、どのような状況なのか、除去食や代替食の内容、また、決定手続きや連携など、自校、親子方式と、センター方式での対応は違うと思いますので、それぞれ詳しくお聞かせください。また、今後、増加傾向にある食物アレルギーに対して、取り組みをお聞かせください。

4点目、アレルギー疾患への理解を深める健康教育について。

アレルギー疾患では、例えば喘息の子どもが掃除や動物の世話などを免除されるとか、アトピー性皮膚炎の子どもが皮膚症状を汚いと言われてたり、また、食物アレルギーの子どもが他の子どもたちと違う食事内容になるなど、皆と違うことがいじめにつながったりすることもあると聞いております。

引きこもり、不登校へつながる可能性もあります。アレルギー疾患の病態を理解し、困っている仲間をみんなで支えようという、心を育てる学校での健康教育の実施が必要なのではないか。共感する心をはぐくむ教育につながるのではないかと思います。いかがでしょうか。

また、前述のガイドラインにも、校長先生をはじめとする学校職員全員の共通理解が必要との記述もありましたが、正しい理解と対応のための、研修会も開催をしていただきたいと思いますが、この点についてもお聞かせをいただければと思います。

次に、市民サービス向上のための市庁舎内施設の整備改善について質問をいたします。

平成17年に、国土交通省から公表された、「ユニバーサルデザイン政策大綱」は、どこでも、誰でも、自由に使いやすく、という考え方を踏まえ、まちづくり、社会づくりに、

実現に向けた具体像が示されております。年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つさまざまな特性や違いを超えて、初めからできるだけ、すべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザインしていこうとするものです。

多くの市民の皆様が利用される公共施設は、このユニバーサルデザインの考え方を具現化し、市民の皆様が発信する建物でなければならないと思います。今後、新設の施設は当然のことですが、既存の施設については、いかにして整備改善を重ね、ユニバーサルデザインに近づけていくかが重要になります。市庁舎も造築、改築を重ね、現在に至っているわけですが、市民サービス向上のために、せっかく足を運んでくださる市民の皆様に、少しでも喜んでいただける、整備改善をお願いしたいと思います。

1点目、乳幼児連れの来庁者に優しい整備改善について。

乳幼児を連れて来庁される方々の様子を見ておりますと、書類を読んだり書き込んだりされる時には、片手で子どもさんを抱え、もう片手でペンや書類を持たれ、肩には大きなかばん、泣きはじめたらそれらを置いて子どもさんをあやす、といった具合で大変そうです。私は知らないお子さんでも、抱いてあげようと思ったこともございます。そんな理由からでしょうか、大人2人で乳幼児を連れて、という場面をよく見かけます。相談ともなれば時間もかかります。その間、安心して時間をかけられるような体制をつくって差し上げられたらと思います。

それらの一助にと、来庁は1号館や4号館1階が主になると思いますが、貸出用のベビーカーの設置、待合コーナーに絵本コーナーの設置、窓口にベビーいすもあと便利だと思います。御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、高齢者、障がい者の方に優しい整備改善について。

1号館1階は、福祉関連の課ですから、高齢者、障がい者の方々が多く来庁されます。床が大変すべりやすい材質なので、少し研究をしていただき、歩きやすい床材を敷いていただくことはできないかと思っております。

1号館、4号館共にですが、タクシーや同乗の車を待たれる方のためのベンチの設置も必要ではと思います。何度か、玄関の2～3段の階段に腰をかけられていたのを見かけたことがございます。また、4号館玄関の2～3段の階段は、大変立派な材質のようですが、同色であるため、弱視の方々は平面に見えるようで、大変危険だと聞きました。はっきりした黄色で、識別できるようにして差し上げていただきたいと思います。

最後に、どなたにとってもありがたいと思われることだと思っておりますが、1号館、4号館を結ぶ通路を、屋根付きにできないものかと思っております。構造上、また、駐車場の関係もあるので、難しいと聞いておりますが、これだけ分散化した市庁舎ですので、少しで

も移動しやすく、整備していくことは重要なことだと思います。

以上4点について、市当局のお考えをお聞かせください。

細々と申し上げましたが、この場で申し上げたことは、多くの市民の皆様の声からすれば、ごく一部の要望だと思います。埼玉県ホームページに、「ハートいっぱいさいたま ユニバーサルデザイン」という、ホームページを見つけました。ユニバーサルデザインの趣旨は一人でも多くの人に使いやすいものや、空間を実現させるためにデザインを行っていく姿勢であり、そのプロセスそのものです。つまり、一人でも多くの人にとって、利用しやすい施設づくりのために、配慮すること、努力することですとありました。

どうしたら市民の皆様に喜んでいただけるかという、最大の配慮、優しい心遣い、その御努力をさらにお願ひしたいことを申し述べまして、壇上での質問を終わりたいと思います。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、市民サービス向上のための市庁舎内の施設の整備についての御質問にお答えいたします。

まずはじめに、乳幼児連れの来庁者に優しい庁舎の整備改善についての御質問でございますが、市庁舎につきましては、議員も御存じのとおり、昭和29年に1号館、昭和36年に3号館、昭和46年に2号館。昭和56年に4号館、昭和57年議会棟というように、建て増しをした庁舎でございます。

これらの庁舎は、建設から既に26年から54年を経過しようとしておりまして、すべての来庁者の方々にとって、優しい庁舎とは言えませんが、少しでも優しい庁舎にと、スロープの設置や自動ドアの設置、また、様式トイレへの変更等を行ってまいっているところであります。しかしながら、まだ、行き届いてないのが現状でございます。

現在1号館及び4号館には車いす、シルバーカートを設置しております。議員御提案のベビーカー、ベビーいす、絵本コーナーにつきましては、窓口に来られますお客様の多くが望んでおられるということでございますので、使用される場合の安全性等を考慮した上で、設置等を検討してまいりたいと思います。

次に、高齢者、障害者の方に優しい庁舎の整備改善についての御質問でございますが、1号館のフロアにつきましては、雨の日などフロアがぬれている場合には、つえを突かれる方には滑りやすく大変危険であるとの御指摘でございます。1号館のフロアにつきましては、どういった手法や改善策があるか、今後、市民に優しい安全な庁舎管理を考え、検討してまいりたいと存じます。

また、4号館東側入り口の階段部分につきましても、庁舎に来られる市民の安全に配慮して、色別により、段差をわかりやすくしてまいりたいと思います。

なお、4号館入り口付近のタクシーなどの待合用いすの設置につきましては、庁舎玄関前に乗降スペースを設けることは、車の往来と歩行者の安全確保から難しく、また、雨天の場合等を考えますと、できるだけ市民課のロビーを御利用いただければと思います。

次に、1号館と4号館との間に屋根付きの渡り廊下を設置してはどうかということでございますが、冒頭でも申し上げましたが、市庁舎が分散しており、諸手続きなどでどうしても1号館から4号館へ、また、その逆へ移動していただくことが多々あり、特に雨の日などには、皆様に御迷惑をおかけしているところでございます。

駐車場を横切る屋根付き渡り廊下につきましては、以前から設置のお話、要望がございますが、駐車場内ということで、車や歩行者の安全面から設置は難しいと判断しておりますので、御不便をおかけいたしますが、御理解をお願いいたします。

なお、職員提案により、各庁舎出入り口に貸し傘を用意しております。雨天の場合には、御利用いただければと思います。

残余の御質問につきましては、教育長より御回答いたします。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） これまでの、さまざまなバリアフリー、また、市民の皆さんに喜んでいただけるお取り組みには心から感謝しております。また、今、御答弁もいただきましたが、今回さまざまな改善、設置の検討、本当に感謝をしております、ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

福祉棟とも言える1号館のトイレをオストメイト対応多目的トイレにと、強く要望してまいりましたが、いよいよ今年度に設置していただけるということで、大変喜んでおります。市民の皆様も待ち望まれていたのではないのでしょうか。本当にありがとうございます。

工期を含め、設置の具体的な内容をお聞かせいただけますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

1号館の多目的トイレでございますが、高齢者の方、障害者の方等々に優しい庁舎ということから、今年度予算計上をさせていただいておるところでございます。

仕様につきましては、車いすを御利用なされる方、あるいはオストメイトの方々にも対応できる。またそれも温水でということの対応もいたしているところでございます。また、ベビーシート、ベビーいす等も設置いたして、親子連れ等にも使いやすいということを配

慮いたしたいということを考えております。

なお、工期につきましては、1号館の1階で今、なんでも相談課が入っているところに設置をいたす予定といたしております。今月末くらいには、なんでも相談課が移動しますので、その後、7月ぐらいから工事に入りたいということで、できるだけ早期の完成を目指したいということを申し上げておきます。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） 私どもの細かい要望に対しまして、本当に手を打っていただきまして、ありがとうございました。

次に、市民サービス棟とも言える、4号館の充実のためにエレベーター利用の利点を活かし、3階を会議室に改装予定と聞いております。その会議室への導入部分としての導線を、例えば床面を利用しての案内のラインを引くであるとか、エレベーターの位置を明確に表示するなど、1階フロアにしっかり整備をしていただきたいと思いますと思いますが、この点に関してはいかがでしょうか。

また、あわせてこの4号館の利用の方も増えると思いますので、1階の多目的トイレのドアに関してでございますけれども、そこを利用される方にとっては大変重すぎるドアでございます。軽くて安全なドアにもかえていただければと思っております。

この2点に関して、いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 案内用の床ラインを引いてはどうかということでございますが、実際にどういった方法でやれるのかということのも、ちょっと検討してみたいというふうには思っております。

4号館の1階の多目的トイレの、いわゆる開閉ですね、この分ですね。確かにそういった御意見もいただいておりますので、それも合わせて、どういった方法がいいのかも検討はさせていただきたいというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） 市民サービス棟の充実という観点からも、ぜひ、よろしく願いをいたします。

それでは、できましたら、福祉充実に大変熱い思いをお持ちの市長さんにお答えいただければと思いますが、障害の「害」の字に、大変抵抗があるということを3月の一般質問の際にも述べさせていただきました。望んで生きていく上での障りを選ばれたのではない。その中で必死に希望を持たれ、頑張っておられる方がたくさんいらっしゃいます。その方

たちに敬意を表す意味も込め、障害の「害」は生きがいの「がい」という思いも込めまして、表示を「障がい」と、「害」を平仮名表記にさせていただくということはいかがでしょうか。そのお考えについて、市長さんの考えを聞かせていただければと思っております。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） これは私も、どうとも申し上げようがないのですが、例えば今、私のこの答弁書にはすべて、障害の「害」は平仮名で書かれてあります。

では、私がどこかに手紙を書いたり何かをする時にどうするかというと、私はやはり、今までどおり漢字表記を必ずするだろうと思うんです。この辺が、じゃあ、こうしますよという形がなじむものなのか、どうなのか。私はその「害」という字が、障害者の方にとって、非常に悔しくなる、涙が出るほど残念だ、またとんでもない失礼な表現なのかということについて、私の姉も障害者でございますから、聞いてもみたいとは思いますが、よく言う、最近いろんなところでそういうことをお聞きしてはおりますけども、それほど敏感に対応しなくてはいけないものなのだろうか。それぐらいの対応をしていくのならば、まだまだほかにも日本語の漢字の部分をどんどん崩していかなくてはならないところが出てくるのではないだろうかと思ったりもしてはいますね。

せっかく私にということでございますが、ちょっと私の頭脳の中では考えが、いい答弁が思い浮かびませんことを申し上げさせていただきます。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） 市でも県でも、この「害」の表示を平仮名表示にするということを、県を挙げて、市を挙げて取り組んでいるところも全国にはたくさんございます。一つの私の思いということで、紹介をさせていただきました。

時代は人に優しいユニバーサルデザインをいかに追求するかの時代です。多くの市民の皆様が利用される市庁舎を安心して利用していただき、喜んで、気持ちよくお帰りいただけるよう、今後も、さらに整備改善をよろしくお願いをしたいと思います。そして、おもてなしの心あふれる、市庁舎にしていきたいことを強く願って、この項の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は子どもたちのアレルギー疾患への対応について。教育長。

教育長（岡田 利雄君） まず初めに、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の取り扱いに関する御質問にお答えします。

近年、児童・生徒を取り巻く生活環境の変化などに伴い、児童・生徒のアレルギー疾患の増加が指摘されています。このような中であって、日本学校保健会は、学校と保護者が協議し、アレルギー疾患に対する取り組みを推進していくために、「学校生活管理指導

表」を示し、学校での具体的な対応指針として、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を発行したことは、御承知のとおりでございます。

防府市教育委員会では、教職員がアレルギー疾患のある児童・生徒に対して、正しい知識を持って、保護者との連携のもとに対応できるよう、このガイドラインを各学校に2部ずつ配布し、注意を喚起するとともに、学校現場においてこのガイドラインが適切に活用されるよう、本市教育委員会主催の養護教諭研修会等で指導することとしています。

続きまして、学校における健康面での対応に関する3つの御質問にお答えします。

1つ目のアトピー性皮膚炎の子ども達への良好なスキンケアの方法についてですが、議員御指摘のとおり、温水シャワーの使用は広範囲にわたって、汗や砂ぼこりを洗い流すことができるなど、大変有効なスキンケアと認識していますが、そのためには設備変更等が必要となりますので、現在は教室の換気、アイシングを用いた対応が中心となっています。

また、患部への軟こうの塗布については、塗布の必要な児童・生徒を教職員が把握する中で、養護教諭の指導のもと、保健室等で本人自身が対応しております。

2つ目の喘息の児童・生徒への対応についてですが、症状の重い、児童・生徒については、運動等への参加について配慮しています。薬の預かりや投薬は、保護者との話し合いの中、それぞれの症状に応じた対応をとっています。なお、吸入は、薬を混ぜて使用することもあり、保健室で対応しています。

今後も、保護者と教職員が連携を密にしながら、対応してまいります。

3つ目のアナフィラキシーへの対応ですが、小学校で過去に1度発症した事例があります。基本的には発症した場合は、すぐに病院へ搬送する体制を取っています。

第3に、児童・生徒のアレルギー対応食についての御質問にお答えします。

アレルギー対応食の実施校数及び児童・生徒数は、本年度小学校15校の102名、中学校7校の14名で実施しています。食物アレルギーに関する対応の手続きは、年度初めに学校から家庭にアレルギー対応調査を実施し、学校が対象児童・生徒を把握します。その中で、除去食、あるいは代替食希望の児童・生徒については、医師の診断書、あるいは保護者との相談のもとに対応を決定します。

小学校新1年生については、就学時健康診断予備調査表、保健調査表、アレルギー調査表により、保護者と相談し、除去食、あるいは代替食を決定します。アレルゲンが牛乳、あるいは小麦の児童・生徒には、給食申込時において、牛乳やパンを中止することも可能です。

今後も引き続き、適切な対応に努めるとともに、改善すべき点があれば随時検討していきたいと考えております。

最後に、アレルギー疾患への理解を深める健康教育についての御質問ですが、昨年度は防府地区栄養教諭及び学校栄養職員研修会や、防府市小学校教育研究会給食部会の中でアレルギーについての講演が実施されています。また、本年度も栄養教諭・学校栄養職員夏期研修会において、学校給食センターから除去食対応についての実践発表も行われます。

学校現場では、アレルギー疾患を有する児童・生徒に対するいじめ等、生徒指導上の問題が起きないように、全教職員の共通理解のもと、すべての教育活動の中でアレルギー疾患のある児童・生徒への共感の心をはぐくむよう教育活動の充実に努めてまいります。

なお、各学校が教職員研修の一環としまして、アレルギー疾患のある児童・生徒への対応をテーマにしまして、研修を深めるよう指導してまいりたいと存じます。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） 御丁寧な御答弁、ありがとうございました。よく把握させていただきました。

1点目のガイドラインの取り扱いについては、2部ずつ学校に配布されておりますようですし、養護教諭の研修会等でも、研修を重ねていかれるということで、新年度に向けて、ガイドラインにしっかり沿っていただいて、着実に実効性のあるものに進めていただきたいと思います、思っておりますので、よろしく願いをいたします。

私も、このガイドラインを取り寄せまして、全部読んでみましたけれども、かなり詳細にわたって具体的に、本当に示されております。すべてのことに子どもたちに、いろいろな症状に対して対応ができるように、細心の注意を払っていただければと思います。

それから健康面での対応について、ということでございますけれども、温水シャワーが設置されているところというのも、お隣広島県は、51校設置がされているということが、このガイドラインにも紹介がされてありました。汗をかいたあとのスキンケアが、アトピー性皮膚炎については、大事であるということでございますので、すぐすぐということにはなかなかいかないと思いますが、こういったことも頭に置いていただいて、今後の学校建設、またいろいろな整備改善がある折には、温水シャワーの設置も頭に入れていただければと思います。

アトピーは治りにくい病気、ステロイド剤は怖いと誤った認識が社会に定着しているものですから、子どもたちは間違った認識の中で、治すこともできる病気を長引かせているということ、日本皮膚学会の先生方も苦慮しておられるという話を先日聞きました。

学校においても正しい認識のもとでの、適切なスキンケアと薬の塗布ができるように、配慮してあげてほしいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、気管支喘息に関しても、いろいろな微々再々にわたっての配慮がされている

ということで安心をいたしました。我が家の長男も幼いころ、気管支喘息で夜中じゅうせきが止まらずに、救急病院に駆け込んだことが何度かございます。親子ともども大変苦しいものです。学校でそれが起きた場合、本当に子どもたちも大変苦しみます。学校での適切な対応も、よろしく願いをいたします。

それから、食物アレルギーによる、アナフィラキシーの対応。大変難しい単語で、私も初めて聞きましたけれども、本来生きていく上で基本中の基本である、食べることで害が生じてはならないのに、悲しいことに現代は、食品公害という言葉も生まれている時代です。環境もどんどん変わり、体に及ぼす影響も大きくなっています。影響を一番受けやすいのは子どもたちです。食物アレルギーからも、子どもたちを守らなければならないということなのです。

急激なショック症状を起こす子どもたちがいるということで、前例が1回あるというふうに御答弁がございましたけれども、しっかりこの認識を私たちも持ち、学校においても全教職員の皆様方で、対応をしていただければと思っております。

食物アレルギーを持つお子さんの保護者の強い要望を受け、急激なショック状態が起きたことによって、その子どもに代わって教職員の先生方がアドレナリン自己注射薬、エピペンと言うそうですけれども、これを打てることが今回のガイドラインに盛り込まれております。こういったことも認識をしておかなくてはならないと思っております。どうか、よろしく願いをいたします。

御紹介ばかりになりますけれども、続いてアレルギー性の結膜炎やアレルギー性の鼻炎の子どもたちも大変多いわけなんです、この子どもたちにとっての、プールの水質管理、塩素濃度の問題などがあるわけなんです、大変、このプールの水質管理も重要になりますが、どのようにされているのか、おわかりでしたら、お聞かせいただけますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 水泳プールの水質管理についてのお尋ねでございますが、このプールの管理につきましては、塩素自動供給装置が設置してありまして、プール内の塩素濃度がほぼ一定に保たれているように配慮されております。

現在は水泳が始まっておりますけれども、水泳指導期間中には1時間に1回以上の塩素濃度の測定も行っておりますし、また、学校薬剤師会の関係の方々の御配慮によりまして、御指導いただきまして、大腸菌等の水質検査も水泳指導期間中に3回実施するというように対応しております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） よくわかりました。

それでは、次の質問に入ります。アレルギー対応の給食について、ちょっと聞かせていただければと思っております。給食のほうも、始終お取り組みをしてくださっていることを御紹介をいただきました。

1点目ですけれども、給食材料として、最初から使用しないものが決まっておりますら、教えていただければと思います。また今後、その食材に関して、増やされるということが検討の中にありますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） これは、防府市学校給食センターの例でございますが、要するに対象が中学生でございますけれども、現在使っておりません食品は、そば、あるいはそば粉でございます。それから、キウイフルーツ、生もの、これは生卵、生肉、生魚と。これだけは一切使っていないというふうに、給食管理室のほうから報告を受けております。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） いろいろな食材がございます中で、今後増えていく可能性もあるのではないかと、そういったことも考えられますので、子どもたちの状況をしっかり把握をしていただいて、材料に関しては細心の注意を払っていただきたいと思います。

それから、次ですけれども、代替食のお話も先ほど御説明をしていただきました。例えばプリンがだめな子はゼリーを使うとか、そういったことだと思っておりますけれども、また、そういった代替食になったり、除去した材料の費用の返還に関しては、どのようになっているのか教えていただければと思います。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 2つの御質問が出ていますが、前段の代替食についてでございますが、今、御案内いただきましたプリンをゼリーに変えるということが実はありますが、卵は肉、あるいは豆腐で対応するという事。それから、マヨネーズはドレッシングであえるということ。牛乳、バター、マーガリン、こういったものはコンソメスープでやるということ。ヨーグルトはゼリー等々でございますが、たくさんあるのですが、時間の関係で割愛させていただきますが、専門の方々がきちんと今、この対応をさせていただきます。

それから、もう1つは給食費の返還の問題でございますが、牛乳代につきましてはきちんと返還をしております。返還をするのは、おそらく、年度末の精算の段階で、精算だと思っております。個別の品目の除去食につきましては、大変にこれは毎日のあれが違ってきますので、なかなか難しい問題があります。したがって、現在は行っていないのが現状でござ

ざいます。

ただ、該当の子どもたちが12名いるわけですから、これの公平性を考えましたときに、どこまで可能であるか、今から努力はしていきますが、大変に中のものを抜いていくわけですから、どれだけのものが抜けたかという判断が大変難しいので、なかなか苦慮している段階でございますので、現在は行っておりません。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） その実情は、私もよくわかりますので、強い要望はいたしませんけれども、全国的にはこういったアレルギー対応の給食に関して、除去した材料については返還してほしいという、保護者の願いもあるというような、動きもあるということを知っています。

あまり強くは申し上げませんが、御紹介のみにさせていただきます。

きょうも民間委託のお話も出ておりましたけれども、この民間委託先との連携、アレルギー対応給食に関してですが、どのようにとっていかれるのか、その辺をちょっと御答弁いただければと思います。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 今、受託業者を選ぶ第一段階に入っているわけですが、当然、民間委託になりましても、このアレルギー対応食については継続してまいりますし、これは慎重の上にも慎重に、絶対に今後、アレルギーの問題で命を失うとか、あるいは体に障害を来すことが絶対にならないように、これまで同様にアレルギー対応食につきましては、慎重に対応していきたいと思っています。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） ぜひともその点は、今御答弁にありましたけれども、細心の注意を払っていただいて、連携を取っていただくようお願いをいたします。

今の御答弁を種々いただきましたところでは、センターにおいてはというお話しがいろいろございました。センターにおいては、人的にもアレルギー対応の職員の配置も可能で、場所も確保でき、個々の対応がとられておるわけですが、自校式、親子方式、小学校を中心ですが、一体アレルギー対応の給食はどういうふうになっているのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思っております。

施設も古いですし、なかなか難しいところもあると思いますが、その辺をぜひとも、お聞きしてみたいと思っております。また、学校栄養士がいらっしゃるのが8校ということで、いらっしゃるあとの半分以上の学校においては、どのようにこのアレルギー対応の給食については、対応していらっしゃるのかということ詳しく聞かせていただければ

と思います。画一化されていないのでは、という懸念を私は持っております。

理想的なのは食育の充実という観点からも、アレルギー対応の配慮からも、各学校に学校栄養士を配置していただきたいと思っているわけなんですけれども、小学校を中心にアレルギー対応の給食はどのような対応をしていらっしゃるかということ、ちょっと御説明していただければと思います。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） まず、これからの小学校の民間委託にかかわりましての、このアレルギー対応であります。業者の皆様方への要求の中にはっきりと、このアレルギー対応を綿密にやっていくということの条件が付けてございます。

それから、現在は、小学校は直営でございますが、それぞれの学校におきまして学校栄養職員がいられるところ、現在いられないところにつきましては、調理員の方々の中で、これもまた慎重の上にも慎重に対応してもらっていると思っております。

そうやって現在、先ほど申しましたのは、平成16年でございますが、それから後、一切こういうことの問題は起こっておりませんので、関係の方々の、大変な御熱意、または御尽力に、感謝を申し上げたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） 小学校という、6年間の間に体力もついていくわけなんですけれども、このアレルギー疾患というのは、乳幼児からの発症に始まって、小学校、中学校へ引き継がれる場合もありますし、小さいころの対応で十分治っていく、体力もついて、体質も変わって治っていくということも実際でございます。となれば、中学校はセンター方式ですのでいろいろな対応ができるわけなんですけれども、小学校においても、自校式、または民間委託されても、また移行への計画の中でも、このアレルギー対応の給食については、しっかりと研究をしていただいて、教育委員会として画一的な対応ができるような方法をとっていただくことが大事なのではないかということをおもっております。その点も、ぜひとも、よろしくお願いをいたします。

それから、今申し上げたことと付随するわけなんですけれども、年度半ばで急に発症することもあると聞いております。1回提出したとしても、体力もつき、体質が改善されて普通食に戻っているかもしれない、戻れるかもしれない。そういったことを考えると、今はセンターに、中学校にしても毎年診断書を出すということではなく、進入学の時に提出、そのままということをおもっております。

毎年診断書に基づいた、調査票の提出が望ましいと私は思っております。ガイドラインにもそのように記述がございました。この毎年提出ということをおもいます。小学校も中学校も徹

底をしていただきたい、そのように要望したいと思いますが、この点に関してはいかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） ただいまの御指摘は正しいことだと思いますので、その方向でもって、検討させていただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） 先月、1万食規模の東大阪市立学校給食センターを視察をしてまいりました。アレルギー対応食は、多い日で50食だそうです。専用のコーナーを設け、1名の栄養士、2名の調理員で対応、医師の診断書は毎年提出を義務付けておられました。市のほうで、指示書という形でひな型を作って、ドクターのほうに渡しておられるようです。

子どもたちの大事な健康を守るために、毎年提出は大切なことだと思いますので、今、御答弁もございましたけれども、ぜひとも、よろしく願いをいたします。

東大阪の場合ですけれども、連携については、毎月アレルギー対応食該当児童に献立表の対応食該当献立に栄養士がマーカーで色を塗ったものを配布します。保護者はそれを見て、記載の事実間違いがないかを、もう1回点検をして提出をする。そういった二重のチェック体制がとられておりました。そのくらいの細心の注意が必要だということをセンター長もおっしゃっておったわけでございます。

また、視察をしたわけではございませんが、資料を見たわけなんです、長野県の松本市の取り組みは全国的にも知られているところです。アレルギー対応給食の取り組みの一番のメリットは、食の安全が取りざたされているこの時代、「一般の給食にも材料の選定から細心の注意を払うようになった」ということを、記事に書かれておりました。「学校給食全体の質の向上につながった」と。「相乗効果が生まれて、大変喜ばしいことである」そういった記述がございました。東大阪のセンター長がおっしゃっておりました。「学校給食は、ただおなかを満たせばいいというランチではない。あくまでも給食なんだ。学校教育の一環なんだ」ということをおっしゃっておりました。大切な視点だと思います。

これから社会全体で食について、基本的に見直さなければならない時代が来ております。私は兼ねてから食育の重要性を訴えてまいりましたが、学校給食はその発信の大もとでなければならぬと思います。使命は大きいと思います。今後さらに学校給食の充実に向けて、しっかり検討を重ねていただき、子どもたちが本当に安心して喜んでおいしくいただけるよう、よろしく願いをしたいと思います。

最後ですけれども、アレルギー疾患への理解を深める健康教育については、心をはぐく

むという観点からも、推進してまいりたいというお話がございました。また、研修に関してもいろいろな実践発表を今年行われるということでございますけれども、研修を重ねていただけるということで、子どもたちに発信していただければと思います。心をこうやって育てるんですよと、机上だけで子どもたちの心をはぐくむことはできません。1日のうちで7時間も8時間も過ごす学校生活の中で、お勉強だけではなく、あらゆる生活の場面場面で、心を育てる機会をとらえることはできます。

午前中の質問中に、「みみずコンポスト」の話もございまして、お子さんの細やかな反応を紹介していただいたことに、私は大変感銘を受けました。すべてが心をはぐくむ教育につながるんだなということ、改めて思った次第でございます。

この給食に関しても同じで、毎日行われるこの給食の大事な時間を使って、アレルギー対応の給食の子どもたちを通して、心をはぐくんでいくということ、また共感する心をはぐくんでいくということ。人の痛みをやさしく受けとめられていく心。そういったことをこの給食を通して、学んでいける場になればということをおもっております。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

議長（行重 延昭君） 以上で、2番、高砂議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。お疲れでございました。

午後4時 9分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年6月17日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会 議員 藤 本 和 久

防府市議会 議員 河 杉 憲 二